

第一百四回 参議院大蔵委員会会議録第十四号

(二五五)

昭和六十一年五月二十日(火曜日) 午前十時開会											
委員の異動											
五月十六日											
辞任											
倉田 寛之君 糸久八重子君 太田 淳夫君 服部 信吾君											
補欠選任											
福岡日出磨君 鈴木 和美君 桑名 義治君 鈴木 一弘君											
五月十九日											
辞任											
赤桐 操君											
補欠選任											
山田 譲君											
五月二十日											
辞任											
福岡日出磨君 鈴木 和美君 山田 譲君											
出席者は左のとおり。											
委員長											
理事											
山本 富雄君											
大河原太一郎君											
藤野 賢二君											
矢野俊比吉君											
多田 省吾君											
伊江 朝雄君											
藤井 岩助君											
中村 出口 幹光君											
藤井 孝男君											
委員											
説明員											
事務局側											
警察庁刑事局保 安部経済調査官											
常任委員会専門											
緒方 河内											
右武君 裕君											
本日の会議に付した案件											
○参考人の出席要求に関する件											
○有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)											
○預金保険法及び準備預金制度に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)											
○部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)											
○国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)											
○北陸財務局の存続に関する請願(第三号外二件)											
○個人年金共済の共済掛金に係る別枠所得控除限度額引上げ等に関する請願(第七号)											
○自動車関係諸税の増税反対等に関する請願(第一一号)											
○国民本位の税制改革等に関する請願(第二二〇号外七五件)											
○二兆三千億円の減税実現等に関する請願(第三一四号)											
○大型間接税導入反対等に関する請願(第三一六号外一件)											
○不公平税制是正等に関する請願(第六二二号外三二件)											
○税制改革・減税に関する請願(第六二二号外一件)											
○委員長(山本富雄君) 有価証券に係る投資顧問											
○委員長(山本富雄君) 大蔵委員会会議録第十四号											
○委員長(山本富雄君) 地利用調整課長											
○厚生省年金局資											
○金課長											
○通商産業省産業政策局商政課長											
○郵政省好金局經											
○企画課長											
○会計検査院事務											
○総局第一局審議											
○山下 弘文君											
○木村 強君											
○藤井 淑君											
○吉川 博君											
○片山 基市君											
○丸谷 金保君											
○村沢 牧君											
○山田 讓君											
○丸谷 一弘君											
○近藤 忠孝君											
○栗林 卓司君											
○野末 陳平君											
○青木 茂君											
○参考人											
○日本銀行總裁 澄田 智君											
○正田 周朗君											
○山崎 啓一君											
○大蔵大臣官房審議官											
○大蔵省主税局長											
○大蔵省政務次官											
○大蔵省官房審議官											
○大河原太一郎君											
○藤野 賢二君											
○大河原政務次官											
○大蔵省理財局長											
○大蔵省銀行局長											
○國稅厅直税部長											
○事務取扱											
○岸田 俊輔君											
○吉田 正輝君											
○塚越 則男君											
○委員長(山本富雄君) 次に、参考人の出席要求に關する件についてお詫びをいたしました。											
○預金保険法及び準備預金制度に關する法律の一 部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行總裁澄田智君の出席を求 めたいと存じますが、御異議ございません											

備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。両案の趣旨説明は、去る十五日に聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹田四郎君 二十分ばかり投資顧問業について私が質問をいたし、残余については村沢先生の方が四十分間質問をする。こういうことでございままでのよろしくお願ひします。

投資顧問業の創設というのは、むしろ私ども運過ぎたというような感じです。投資ジャーナル事件を初めとしてこうした事件が相次いでいたということですが、今日まで規制のなかつた状態で、こうした類似行為をやっていた会社なりあるいは個人なり、あるいは扱っていた総額資産といいますか、大体どのぐらいでしたでしょうか。

○政府委員(岸田後輔君) 現在、法律がございませんのですから私どもが全体を監督するというわけにはいきませんが、財務局を通じて調べたところでは、投資顧問業者は約四百程度ということ伺っております。そのほか、銀行系、証券系、損保系、そういう系統の投資顧問社は約五十ぐらいということでござります。

それから運用資産でございまして、一九

も全体を把握はいたしておりませんが、証券系でまいりますと約五兆円ぐらいの金額を運用いたしている状況でございます。

やられたように、個人、会社合わせて四百もある

ということありますけれども、今度のこの投資顧問業の登録要件というのはかなり緩和され過ぎているんじゃないのか、もう少し業者を絞つてもいいんじゃないいか、こういうふうに考えるわけですね。特に、今投資者からの信認というものは崩壊しているという状態でありますけれども、こういう投資顧問業に対する信認を回復するという仕事も今度の投資顧問業の創設の中にはあると思うわけ

であります。結局は、投資顧問業がどういう実績を上げてどういうまじめな仕事をしたのか、まじめな仕事をしなかつたか、こういうディスクロージャーの関係ですね、これをかなり厳重にやつてもらわなければいけないと想うわけですけれども、その辺は一体どんなふうにお考えになつていののか。

また、会社として、よく逃げてしまつて後は何にもないというようなことがあるんですが、営業保証金といふようなものも供託させるんですが、これは一歩、二歩、三歩と、

これは一休とのくらいの供託を考えていらっしゃるのか、金額ですね。態様によつて違うかもしませんけれども、最低どのくらいを考えていらっしゃるのか、この辺についてお尋ねをしたいと思

○政府委員(岸田俊輔君) 投資顧問業が今後発達いたしますには、やはり自己責任原則というのが確立をしなければならない。その目次でござり

いうのが、これはただ自己責任原則であるというだけでは、これは環境の整備が十分至らない場合にはなかなか難いわけですが、こう

具体的には、投資家保護という面は、投資家がう自己責任原則の環境整備というのがまず投資家保護になるのかと思います。

正確に事実を知るということ、それから不当な勧誘に遭わないこと、それから不正な取引に巻き込まれないことが投資家保護というこ

になるわけでございまして、これを徹底すること
はすなわちディスクロージャー制度ということに

なるかと思ひます。本法案でも、一番その面の考
え方といたしましては、投資家にいかに投資顧問

社がその内容をディスカージャーするかといふことを基本に置いております。例えば契約を締結いたしましたと、契約の書面において、その内容が誠実に行わなければいけないとか、広告においては、証券取引審議会においても十分御説明をいたしまして十分保護ができるような形の内容を盛り込んでいるわけでございます。この点につきましては、証券取引審議会においても十分御説明をいたしまして十分保護ができるよう努めます。

ただき、かつまたアメリカの制度等も十分念頭に置きながら検討いたした次第でございます。それから営業保証金の問題でございますが、これは今後また検討する問題でございます。いろいろな角度からあれいたしておりますが、例えば割賦販売法では十万円とか、宅地建物取引業法では三百五万円とか、旅行業法六百万円というような状況でございます。こちら辺を頭に置きまして今後検討いたしまして妥当な線を見出していきたいと、いうふうに考えております。

○竹田四郎君　余り詳しく二十分の間ではできな
いわけですけれども、しかしこの辺も、業界からはつきりとそういう意味で信認を受けるということが必要でありましょうし、今お答えのありました投資家の方の自己責任という問題ももう少しはつきりさせていただかない、とにかくもうけることだけに頭がいつてしまつて、いろいろな価格形成の仕組み、こういうものがしっかりと入らないので、ただもうけるもうけるということと相手に問題を持つていくという、こういうあり方も、どうも日本人はまだなれていないと思いますから、そちら辺の問題もかなり訓練が必要だと思うんです。

もう一つは、今もお話をありました広告関係なんですかけれども、この中には、例えは業者は資産を預かったりあるいは貸したりしてはいけないと、いう規制があるんですけれども、しかしこういう広告というのは、宅建の広告でもよくありますけれども、非常に小さく書く。非常に小さな字で、抜け道だけおくように小さな字で書く。それから二項の、今までの実績を示すということも、とかく、もうけた、うまくいった実績ばかり書いて、悪くいった実績は述べない。そのうまくいった実績は二年前あるいは三年前、下手をすれば五年前の、十年前というようなものまで並べ立てるといふようなことも、先ほどおっしゃったように、四百五十業者があるんですからそういう可能性というものもあるわけですけれども、この辺は具体的にどう取り締まりをおやりになるつもりですか。

○政府委員(岸田俊輔君) 広告あるいは締結時の書面等で、いわゆる禁止事項というものが余り字が小さくてよく見えない、いろいろ約款なんかで細かい虫眼鏡で見なければいけないというふうな現状があるわけでございますが、これにつきましては、私どもとしては、これから省令の段階で具体的な方法を考えるわけでございますが、ある一定の基準を設けまして、それ以上の大きな字で書くようなどいうような規定を設けてみたいというふうに考えております。その場合の前例でござりますが、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の施行規則でございますが、この中には、書面等に書きます活字の大きさまでも規定をいたしておるようでございまして、これら辺を参考におきながら考えてみたいというふうに考えております。

告しないと、いう面でございますが、これは今度の法律案におきましても、著しく人を誤認させるような事實を広告した、要するに当然知らすべき事實を隠しているような場合というような場合につきましては、条文で規制をいたしておりまして、この罰則が六ヶ月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金、またその併科という形で厳しく監督をいたします。このところミテ、たゞさういふ

罰則で対応するだけではございませんで、行政当局としても、投資家の利益を著しく損するような事実が認められた場合には、営業の停止とか登録取り消しというような手段も考へておるわけでございます。

○竹田四郎君　間違つたものをやれば確かにそのとおりだと思ひますけれども、これだけこういういい資料を私は出しましてよということは、實際出したのは事実ですからね。ただ、これから規則かなんかおつくりになるのかどうか知りませんけれども、それはこの一年間のものとかこの半年のものとかというような規定があれば、それはなるほどいいわけですけれども、そういう規定がない

してやつたんだという実績を出すと、余り悪くなかった、極端に悪くなければ罰則の対象には私はならぬと思うんですね。この辺が一番信認を得られるかどうかの、広告の書き方がこの辺だと思います。

不動産の広告だって、よくそういう点がいまだもって、広告だけでなかなか、現物を見なければということになっているくらいですかね。この問題でも、現物というのはこれじゃなかなか難しいですね。不動産の場合には現物があつて、現物を見に行けばまだいいですけれども、この場合にはその日その日で価格も違っていくわけですし、状況も違っていくわけですから、不動産みたいなよりもっと難しいわけですからね。実際それじゃ、例えば特に悪い例がなかつた、まあ絵体から見れば悪さは少ないけれども、回数は多かつたというのもあるでしょう。それから、こういうものはある意味では特別に突出していい相談をすることも当然あるわけですからね。その辺は一体、机の上ではわかりますよ、今おっしゃるようになりますが、実際はどうするんですか。業者が四百もあるわけですし、あるいはもっとふえるかもしれませんね。アメリカあたりでいえばもつとふえているわけです。そういうのは具体的に、言葉の上ではできますけれども、相当漏れると思いります。その辺はどうカバーするんですか。

○政府委員(岸田俊輔君) 投資顧問業者の投資のアドバイスの実績というのは、これはまさに投資顧問会社の生命と申しますか、一番重要な点でございまして、それに対しまして自分のいいところだけを挙げて悪いところを隠すということは、まさに事実を誤認させるという行為に入つてくるといふうに考えられるわけでございます。

ただ、先生御指摘のように、それは具体的にどうなっているかといふのは、これはまた今後具体的な事例について考へなければいけない問題だらうと思つておりますけれども、その点につきましても、十分今後細目を詰める段階に

ければ安全である、小さければ不安であるというわけにもいかない。ないしは、その人的構成も十分見ていかなきやいけない問題でございまして、現在までできておりますいわゆる証券系、銀行系の資本金を見てまいりましても、大きいところでは四億五千とか八億とかというのもございますが、千方百合のものもございます。ここら辺は、資本金基準をどの程度にするか、ということも一つの問題ではござりますけれども、それが決め手にはならないんじやなかろうかなというふうに私は考えております。

それから、信託業務との競合の問題でございまして、信託業務と投資一任業務とは、法律的には、まさに預かる財産の所有権が移るか移らないかということで極めて明快に分かれているわけでございますが、実務面ではなかなかそういうわけにもいかない面もあるわけでござります。ただ、実際問題といたしましての機能といたしましては、信託銀行と投資顧問業者というのは極めて明快に分かれておりまして、最近、聞くところによりますと、信託銀行も投資顧問会社をつくりたいという意図があるよう聞いております。そこら辺で実務的には区分が明確に分けられるのではないかとうふうに考えております。

それから、投資一任業務が大口投資家のみを対象にして一般庶民はこれにかかわりないではないかというお話でございますが、まず、投資一任業務と申しますのは、顧客の財産を直接動かす、まさに顧客との間の非常に重要な信頼関係のもとにあります大切な仕事でござります結果、その資金運用につきましては慎重にかつ精密に計画をしなければならない。そういうたしますと、ある程度の高度の人的組織なりなんなりが必要になつてくる。そのことがすなわちある程度のコストがかかるべくます。その場合、小口の投資の委託を受けます場合には、そのコストと見合わない結果、もしも受けた場合には極めて安易に運用が行われるという危険性があるわけである。そのことがすなわちある程度のコストがかかるべくます。

この改正法案のねらいは、金融の自由化が円滑に進展するための環境を整備することにあると思ひますが、今日、金融の自由化、国際化の進展は避けられない問題であり、必然的な動きであるべきかと思います。

それから、小口の投資家と申しますのは、一般的に言えば、まだ自己責任原則というものが徹底していらない面もあるわけでございまして、小口の投資家に一任運用を認めます場合にはどうしてもトラブルが多発するのではないかうかなというふうに私どもは心配をいたしているわけでございまして、小口の一一般的な投資家につきましては、一任運用を利用するということを考える場合には、むしろ合同運用という形で、投資信託で大きく資金をまとめて、それを小口化して販売をいたしまず投資信託等を利用されるのがベストな方法ではなかろうかなというふうに私どもは考えております。

それから、いわゆる銀行系、証券系の親会社との癒着の問題でござりますけれども、法律的にはこの癒着の問題というのは非常に念頭にございまして、役員の兼業禁止とか、または契約時の書面に親会社との関係、資本関係等は十分ディスクロージャーするというような手当てをいたしておりますが、現実の問題としてこれらは投資顧問業界はかなり激しい競争の時代に入つてくるだらうと思います。その場合に、その会社が親会社と癒着して顧客に損失を与えていたりは、それは実績が上がらないような結果が出る場合にはそういう投資顧問業者はこの業界から脱落していく、いわゆる市場の原則というものが働いてくるのではなかろうか。この点はアメリカやイギリスの事例を見てもこれが実証されていると考えておりますので、法律的にも十分手当てをいたしましたけれども、事実上市場原理でこれら辺は排除できるのではなかろうかなというふうに考えております。

○村沢牧君 私は、預金保険法案について質問します。

そこで、そのスピードと申しますか速度といふように、何と申しますか、それなりにかかるべきかと思いますが、中曾根・レーガン会談といふものが行われましたときが一つのきっかけになりまして、いわゆる金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望、それから日米円・ドル委員会報告、それができたわが親会社と癒着して顧客に損害を与えていたりは、それは実績が上がらないような結果が出る場合にはどういたしましては、何と申しますか、それなりに国際的にも約束したこと等を含めましてかないくといふように、いわゆる市場の原則というものが働いてくるのではなかろうか。この点はアメリカやイギリスの事例を見てもこれが実証されていると考えております。ただ、個別の国々によっては思つております。ただ、個別の国々によっても、銀行業務とか証券業務いろいろございますから、それれにとつて少しまだスピードが遅いじつは、昨年の七月、さらにアクションプログラムに沿つて前向きにしかも主体的に進めて、評価は人によって違いますけれども、もう少し手遅れにならぬかと率直に思つておりました。ところが、昨年の七月、さらにアクションプログ

そこで、大臣、金融自由化の進展状況とその評価、また、金融環境の大きな変化に対応して大蔵省としての金融政策手段はどうあるべきかというふうにお考えになりますか。

こともございます。それから、金融機関が金融の自由化を通じまして、競争を通じましてサービス向上を行っていくというような面があるというところでございますので、私どもいたしましては、自由化を進めつつ国民经济に混乱を与えないよう信用秩序の維持を図りつつ、また金融機関自体の健全性指導等に努めてまいりたい。
そういう各種の問題點につきましてはそのような対応を行つておきますが、やはり自由化の本質的なよさという点からは着実に進めていくべきものというふうに考えておるわけでござります。

○村沢牧君 次は、小口預金金利の自由化についてであります。

小口預金金利の自由化については、民間金融機

関や郵政省あるいは日銀等を初め大蔵省も一緒に

ことになりますが、関係者の間で活発な論議が行

われているわけですが、そこで大臣、この小口金

利の自由化を進めるに当たって大蔵省の基本的な

考え方、解決をしなければならない問題点につい

てはどのように考えておますか。

○国務大臣(竹下登君) これは事務当局から正確

にお答えしなきゃならぬ問題であろうと思います

が、確かに大口から小口へと言つてまいりました。

大口と小口はだれが決めるかとともに議論

してみましたが、結局、何ままでを大口と決めればそれまでが大口であとは小口か、こういうよう

な素朴な議論をしてまいりましたが、だんだん小

口預金の金利自由化ということが現実問題になつ

てまいりますと、私は、郵便貯金と民間預金との

間のいわゆる整合性の確保というようなことがや

っぱり一番頭の一一番頭の痛い問題と今表現し

かかったわけでございますが、これから大事な

問題ではないかと思つております。

○村沢牧君 そこで、小口預金金利の自由化を進

めていかなければならぬと思ひますが、大蔵省は

これを完全自由化を進めようとするんですか、そ

れとも市場金利運動型預金、つまり小口MMC、

こういう導入でスタートをさせるというお考えで

すか。

○政府委員(吉田正輝君) 小口預金金利の自由化につきましては、今も大臣が申し上げましたよう

な、郵便貯金と民間預金との間の整合性の確保と

か信用秩序維持のための方策の整備、この両方と

もに、昨年七月に決定されましたアクションプロ

グラムにおいて、そういう環境整備を前提として

大口に引き続き小口についても自由化を推進す

る、幾つかの前提をクリアした後にはするとい

うことになつておりますから、これは私どもとして

は前向きに取り組んでおるところが基本的なス

タンでござります。

ただ、この場合に、やはり小口預金というのは預金の大宗を占めるという観点から慎重に検討しないかなければならないということです、それ以外にも金融機関や預金者への影響、マクロ経済に対する影響あるいは金融政策の有効性の確保というような問題もございますので、ただいま大蔵省にございまして金融問題研究会においてそういう小口金利の自由化について幅広く理論的に御検討いただいているところでございます。

そこにおきましても、小口預金の範囲をどうす

るかとか以外に、今まさに村沢委員が御質問にな

りました完全自由化にするか、あるいは運動型預

金にするか、あるいは完全自由化を最終的に目標

にするとしても、その過程において運動型預金を導

入するのかということについて御検討いた

だいでおります。その御検討の中の一つの中心的

課題であると思います。近くまた私どもはこれら

について御結論を得るものというふうに期待して

おりますが、ただいままだ最終的にどうなるかを

御報告する段階ではございません。

○村沢牧君 大臣から答弁ありましたように、小

口金利自由化を進めるに当たって、郵便貯金との

関係、これは避けて通れない問題だというふうに

私は思ひます。郵便貯金制度の長期展望、あるべき姿を

どういうふうに考えるのか、また郵便貯金の九

審などでいろいろ議論していただいたことはござ

いませんし、何か考え方をいかぬかなという

ところまでは私の思いも到達しております。

○村沢牧君 郵便貯金は官業が民業を補完するも

のであるという基本的な考え方、その中で小口金

利自由化の一一番頭の問題ですね、これについて大

蔵省はどういうふうに考えますか。

○國務大臣(竹下登君) これは事務当局から正確

にお答えしなきゃならぬ問題であろうと思います

が、確かに大口から小口へと言つてまいりました。

大口と小口はだれが決めるかとともに議論

してみましたが、結局、何ままでを大口と決めればそれまでが大口であとは小口か、こういうよう

な素朴な議論をしてまいりましたが、だんだん小

口預金の金利自由化ということが現実問題になつ

てまいりますと、私は、郵便貯金と民間預金との

間のいわゆる整合性の確保というようなことがや

っぱり一番頭の一一番頭の痛い問題と今表現し

かかったわけでございますが、これから大事な

問題ではないかと思つております。

○村沢牧君 そこで、小口預金金利の自由化を進

めていかなければならぬと思ひますが、大蔵省は

これを完全自由化を進めようとするんですか、そ

れとも市場金利運動型預金、つまり小口MMC、

こういう導入でスタートをさせるというお考えで

すか。

○政府委員(吉田正輝君) 小口預金金利についてはどう考えますか。

○國務大臣(竹下登君) 確かに私どもの立場から申しますならば、自主主義体制を根幹とする我が

国の経済でございますから、あくまでも、政府と

いいますか官業の果たすべき役割というものは民

間部門を補完するものであらなければならないと

いう基本的な考え方にしておるところでござい

ます。

○政府委員(吉田正輝君) 小口預金を考えます

ことになつておりますから、これは私どもとして

は前向きに取り組んでおるところが基本的なス

タンでござります。

ただ、この場合に、やはり小口預金というのは預金の大宗を占めるという観点から慎重に検討しないかなければならないということです、それ以外にも金融機関や預金者への影響、マクロ経済に対する影響あるいは金融政策の有効性の確保というような問題もございますので、ただいま大蔵省にございまして金融問題研究会においてそういう小口金利の自由化について幅広く理論的に御検討いただいておるところでございます。

そこにおきましても、小口預金の範囲をどうす

るかとか以外に、今まさに村沢委員が御質問にな

りました完全自由化にするか、あるいは運動型預

金にするか、あるいは完全自由化を最終的に目標

にするとしても、その過程において運動型預金を導

入するのかということについて御検討いた

だいでおります。その御検討の中の一つの中心的

課題であると思います。近くまた私どもはこれら

について御結論を得るものというふうに期待して

おりますが、ただいままだ最終的にどうなるかを

御報告する段階ではございません。

○村沢牧君 大臣から答弁ありましたように、小

口金利自由化を進めるに当たって、郵便貯金との

関係、これは避けて通れない問題だというふうに

私は思ひます。郵便貯金制度の長期展望、あるべき姿を

どういうふうに考えるのか、また郵便貯金の九

審などでいろいろ議論していただいたことはござ

いませんし、何か考え方をいかぬかなという

ところまでは私の思いも到達しております。

○村沢牧君 郵便貯金は官業が民業を補完するも

のであるという基本的な考え方、その中で小口金

利自由化の一一番頭の問題ですね、これについて大

蔵省はどういうふうに考えますか。

○國務大臣(竹下登君) 確かに私どもの立場から

申しますならば、自主主義体制を根幹とする我が

国の経済でございますから、あくまでも、政府と

いいますか官業の果たすべき役割になるのは郵便貯

金とのトータルバランスの確保を前提として、

金でございます。したがつて、先ほど私御答

弁で申し上げましたけれども、政府におきまして

金でございます。したがつて、先ほど私御答

弁で申し上げましたけれど

○國務大臣(竹下登君) この問題は、財投機関の事情、すなわち貸す側の事情と、それから預託者の側、預ける方々の事情等を総合的に勘案していくかにやいかぬ問題でございますので、これは実際問題法改正を行うかということになると、それは慎重の上にも慎重な検討をする問題であろうと思つております。

一方、私どもこの問題を見ますときに、長期金利の推移を深く見守つておるところであります。が、今のところ長プラがまだそこまで行つておりません。したがつて、そういうことからすると、預託金利の引き下げを行ふことは現時点では私は考へていらないと言つた方が適切であろうかと思ひます。

ふうに考えております。

そこで、これだいま確定したというわけではございませんけれども、やはり御審議いただく以上めどを示させていただきますと、支払い限度額につきましては、標準会計の一月当たりの生活費、あるいは、サンプル調査によりますと、引き出す場合普通預金を引き出すという形になるわけでございますけれども、普通預金一口座当たりの残高などを勘案したいと思っております。その第一の方で申しますと、一世帯の一ヶ月当たりの消費支出は、六十年総務省統計局の家計調査報告が二十七万円、それから一級地四人世帯の一月当たりの生活保護費が約十六万円。それから普通預金で申しますと、大手銀行の郊外型店舗、郊外にある店舗でございますが、郊外型店舗による普通預金一口座当たりの残高が十四、五万円というようなことを考えますと、大体二十万円程度がよろしいのではないかというふうに今考えておるところでございます。

○多田省吾君 最初に、投資顧問法案について御質問いたします。

まず、投資顧問業の規制についてお伺いいたします。

証券取引審議会の報告書を見ますと、アメリカの場合は、一九四〇年投資助言業者法で、SECへの登録制、開示義務、詐欺、詐欺的行為の禁止等の規制が整備されており、登録業者数は昨年九月末で一万九百八に上っているとされています。運用受託資産額は約九千二百億ドル、当時の替レートでは約三百兆円ということでございます。一方我が国では、歴史は浅いといいまして、先ほどの御答弁によりましても約四百社、証券系で四兆七千九百億円の運用資産額に上っているということです。

我が国の現状について確かめておきたいんです
が、証券取引審議会報告書によりますと、どうも
わかりにくい。証券系、銀行系、生保系、外資系
の各投資顧問会社、信託銀行、以上五十八社のほ
か、その他の投資顧問業者三百ないし三百五十が

ある。運用資産額が証券系が四兆七千九百億円。

それぞれの対比はどうなっているのかわかりませんが、まず我が国の現状についてもと詳しく述べさせていただきたい。

○政府委員(岸田俊輔君) 先生御指摘のように、

証券系、銀行系、生保系でございますと、それぞれ私どもの監督をいたします結果、正確な数字が

でござりますけれども、普通預金一口座当たりの残高などを勘案したいと思っております。その第一の方で申しますと、一世帯の一ヶ月当たりの消

費支出は、六十年総務省統計局の家計調査報告が二十七万円、それから一級地四人世帯の一月当たりの生活保護費が約十六万円。それから普通預金

で申しますと、大手銀行の郊外型店舗、郊外にある店舗でございますが、郊外型店舗による普通預

金一口座当たりの残高が十四、五万円というよう

なことを考えますと、大体二十万円程度がよろしいのではないかというふうに今考えておるところ

でございます。

○多田省吾君 最初に、投資顧問法案について御質問いたします。

まず、投資顧問業の規制についてお伺いいたしま

ます。

証券取引審議会の報告書を見ますと、アメリカ

の場合は、一九四〇年投資助言業者法で、SEC

への登録制、開示義務、詐欺、詐欺的行為の禁止

等の規制が整備されており、登録業者数は昨年九

月末で一万九百八に上っているとされておりま

す。運用受託資産額は約九千二百億ドル、当時の替レートでは約三百兆円ということでございます。

一方我が国では、歴史は浅いといいまして、先ほどの御答弁によりましても約四百社、証

券系で四兆七千九百億円の運用資産額に上って

いるということです。

か。この審議会報告書によりますと「投資顧問業へのニーズも高まってきており、今後更に増大するものと考えられる。」こういうことを言つてい るわけです。その辺どうですか。

○政府委員(岸田俊輔君) 我が国の投資顧問業の運用資金があるわけでございますが、最近の動きを見てまいりますと、五十七年以降毎年約一兆円のベースでふえてきているという状況でございまして、非常に投資顧問業者の活動が最近になりまして活発になつた状況でございます。さらにまた、アメリカとかイギリスとか投資顧問の先進国でございますが、そういうものに比較いたしまして、国民経済、また国民の金融資産、そういうものが非常に伸びてきておる現状から考えまし て、我が国においても投資顧問業が発達する基盤は十分にあるのではないか。そういう意味において、将来においては幾らになるかということは必ずしも正確には予想できませんが、かなりの規模になるのではないかといふように考えております。

○多田省吾君 アメリカ等における規制法と比べて日本のこの新法というものがどういう位置にありますか。

○政府委員(岸田俊輔君) 私ども、審議会その他の規制が整備されており、登録業者数は昨年九

月末で一万九百八に上っているとされておりま

す。運用受託資産額は約九千二百億ドル、当時の替レートでは約三百兆円ということでございます。

一方我が国では、歴史は浅いといいまして、先ほどの御答弁によりましても約四百社、証

券系で四兆七千九百億円の運用資産額に上って

いるということです。

○多田省吾君 この証券取引審議会報告書もわ

かまりませんし、今の御答弁聞いても全体の運用資産額もつかめていない。そうすると、我が國の実情といふものを余り真剣に考えていないんじゃないかなという気がするんです。それで新法をつくるということですから。しかも大変遅過ぎる状況

でございます。ただ、特に本法律案では、投資

一任業務については認可をするという形になつて

おりますし、クーリングオフ制度とか営業保証

金、それから顧客の金銭、有価証券の預かりの禁

止等の規定はアメリカのには入っておりませんの

で、投資家保護という面からは我々の方の法律案

おりまして、SECにより大体今回の法案とほぼ同様の行為規制による監督が行われてきているわ

けでございます。ただ、特に本法律案では、投資

一任業務については認可をするという形になつて

おりますし、クーリングオフ制度とか営業保証

金、それから顧客の金銭、有価証券の預かりの禁

止等の規定はアメリカのには入っておりませんの

で、投資家保護という面からは我々の方の法律案

おりまして、SECにより徹底したものではないかというふうに

考えております。

○多田省吾君 投資ジャーナル等の事件があつた

が警察署から出でております。極めて悪質であります。

○多田省吾君 投資顧問にかかる事件の一覧表

が警察署から出でております。極めて悪質であります。

○多田省吾君 が警察署から出でております。極めて悪質であります。

ます。

これはある具体例でございますけれども、障害者年金の一時金を受給したケースの方でござりますが、振り込まれた翌日に、外務員と称してある投資顧問会社の女性社員が訪問してきた。その御

高齢の障害者の方は、多くの機能が御不自由になつておりますので、振るつておらず、話すことも十分できない、聞くことも不十分である。その方の受給したことについてのうにして情報を得たのかも大きな問題であります。六百万円近い障害年金、御自分の生命をつなぐ大事なお金を全額持つていかれた。その子供さんが実事を知つて、どうしたらよいのかと全く困り果てた。訪問してきた女性社員は会社にはいないという。役所に行つてもどうにもならない。ズメの渡程度は返つてきただれども、ほかは泣き寝入りだということになります。

こういった相談はかなり前からあつたはずでございます。ほとんどお年寄りとか女性の方のいわゆる無知につけ込んだ悪質なものである。強引な手口といふものは本当に人間とも思われないような姿でございます。

今回こののような法制化がなされるわけでございますが、非常に遅過ぎたということは言えると思います。

そこで、今後大事な点は、いかにして相談窓口の体制を整備して迅速かつ的確な対応がなされるかどうかということだと思いますが、大蔵省、通産省、警察庁の対応策を具体的に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(岸田俊輔君)

本法律案の内容といたしまして、先ほど先生が挙げられましたような事件を防止するための顧客の資産の預かりの禁止とかクリングオフとかいうような制度を新しく設けたわけでございますが、御指摘のとおり、法律の内容だけでは十全な保護はできないわけでございまして、御指摘のとおり、十分な相談窓口の整備その他について体制を考えていかなければならぬというふうに考えております。

私たちもいたしましては、具体的には、まず投資顧問業協会、これも法律の内容でござりますが、自主団体で苦情処理の窓口を設け、きめ細かな対応を行うということを考えておりますし、財務局等で受けました苦情により問題があると思われる業者につきましては、その当該業者から資料の徴求を行い、また適宜適切に検査、指導を行なうことにいたしたいと思っております。さらに、内容的に悪質で具体的な違反事項があると認められるものにつきましては、直ちに警察当局に連絡するというような対応、体制を考えていきたいと思つております。さらに、日ごろから国民生活センターや政府広報等を通じまして法律の内容等についてのPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

○説明員(山下弘文君)

通産省の消費者相談窓口と申しますのは、本省それから通産局にそれぞれつくりておりますが、全体として十ほど用意しております。そういうところで問題が参りましたら御相談をしながら、この投資顧問の問題でございますとやはり大蔵省の方に具体的にはお願いをせざるを得ないかと思いますけれども、最低限我々の窓口で相談に応じられることはやれるようになります。

○説明員(猪方右武君)

警察では、社会的弱者や

消費者保護のために警察署、警察本部等で住民の困り事、悩み事相談を行つております。

この種問題につきまして見てみると、民事問

題の投資顧問業関係を含めて契約取引等に関する

昨年の困り事相談を見ますと、約二万件が来てお

ります。これは一昨年に比べますと八千件とい

う状況になつております。これは社会的にこう

いう状況になつてきた状況だと思います。この種

事案につきましては、警察で解決すべきものは解

決し、他の行政機関で行えるものについては窓口

の紹介、引き継ぎ等を行つております。しかしな

がら、この種問題は非常に複雑な問題があります

ので、警察としましては、体制の整備や担当者の

私どもいたしましては、具体的には、まず投

この種問題についての法律等を勉強させたり、そ

れから関係機関との連携をなお一層密接に図つて、住民の困り事相談の素早い解決を行つていきたくと思っております。

○多田省吾君 クーリングオフの期間でございますが、審議会の答申によれば、他の法律との均衡

上、契約締結後七日間程度とすることが適當だと。今回は十日にしたわけですが、その間の事情を御説明いただきたい。

○政府委員(岸田俊輔君)

投資家を保護いたしましたためにはクーリングオフ期間が長ければ長いほどいいわけだと思いますが、取引の安定性といふことを考えますと、そう長くばかりにはいたせない。審議会の検討のときは、七日程度、これは諸外国の事例とかほかの立法の事例を考えて一応七日程度としたわけだと思いますけれども、やや少し短過ぎるのではないか。例えばマルチ商法などは十四日というような事例もございますので、こら辺の中間で十日はどうかということで、審議会に重ねて委員の方に御了解を得まして十日というクーリングオフ期間を定めたわけでございます。

○多田省吾君 今後投資顧問のニーズは増加する

ということございまして、今回の法制化が投資者の保護を目的の第一とするのであれば、これで十分なものと考えているのかどうか、これからもますますこれを改善しようとしているのか、その辺いかがですか。

○政府委員(岸田俊輔君)

今回の法律案の内容でございますが、過去におきますいろいろな不祥事

件を頭に置きながら、諸外国の事例も考え方ながらもといたしましては現時点では一応のものになつてゐるのではないかなどと思っております。

ただ、今までそういう業界についての監督をいたしました経験もございませんし、これから業界の発展に伴いましていろいろな問題が起こるかもしれません。そういうものにつきましては十分検討をし

いうふうに考えております。

○多田省吾君 投資者の保護が大事でございますので、やはり今後とも厳しい態度で臨んでいただきたい、このように思います。

次に、預金保険法及び準備預金制度に関する法

案につきまして御質問いたします。

今回、預金保険法及び準備預金制度について、金融の自由化に伴う環境整備から改正が行われる

わけでございますが、昨年六月五日に金融制度調査会からの答申が出されておりますけれども、その中身についてその概要を簡明に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(吉田正輝君)

昨年六月五日にちょうど

だいたしました金融制度調査会の答申でございましたけれども、簡明に申し上げますと三つほどの

基本的な考え方になつております。

第一は、金融の自由化の進め方や信用秩序維持

についての基本的な考え方でござります。それから

第二が、金融機関の健全性を確保していくことが必要であるという認識に基づいての諸方策の

御提言でござります。経営諸比率指導あるいは金融機関検査の充実、ディスクロージャー、合併、業務提携等についての御提言でござります。第三

は、万が一にも金融機関に経営危機が生じた場合

の対応策の整備、拡充でございまして、この第三

のところが、まさに今御審議いただいております

預金保険制度機能の拡充でございます。

全体といたしましては、この答申に流れており

ます基本的考え方とは、金融自由化を進めるることは

資金の効率的配分や金融サービスの向上に資して

国民経済には望ましいということござりますけれ

ども、他方、この自由化を進めるに当たりまし

ては、預金者保護や信用秩序の維持に欠けること

があつてはならないと指摘しております。まさ

にこの答申の題名にござりますとおり、金融自由化のための必要な環境整備の進め方について貴重な指針を示していただいたものというふうに考え

○多田省吾君 そこで、答申の中にも述べられておりますけれども、金融機関の経営をめぐる環境変化の中で金融機関相互間の競争激化の問題がございます。本来金融機関というものはそれぞれの分野における役割というものがあるはずであります。長期金融専門機関、普通銀行あるいは都市銀行と地方銀行、それから中小企業金融専門機関等々ございますが、最近はこの役割分担というものが大きく崩れつつあるわけでございます。実態はどうのようになつていてるか、これも簡明に御説明いただきたい。

○政府委員(吉田正輝君) 御指摘のとおり競争も激化しております。また国際化、自由化、あるいは機械化あるいは証券化というようなものもございます。それで、日本の経済構造自体並びに環境も変化しておりますので、資金の運用面での同質化が特に進行していると考えられます。

具体的には、普通銀行が、いわば商業銀行とも言われているところでござりますけれども、長期貸出比率が上昇している、あるいは長期信用銀行の方でも短期貸し出しの比率が上昇している。あるいは中小企業金融専門機関と普通銀行の業務の同質化、特に中小企業向け貸し出しに占めます中小企業専門金融機関のシェアの低下、普通銀行が逆に中小企業金融に進出している。あるいは信用金庫、信用組合におきまして、これは会員組織が基本になつておりますけれども、員外貸し出し、預金の増加などが指摘されておるわけで、これがやはり専門金融機関制度の中での実態の変化といふふうにとらえられるというふうに考えております。

○政府委員(吉田正輝君) 御指摘のとおり、すれども、要するに、我が國のただいまの専門金融機関制度というものは、昭和二十年代の後半、資本市場が未発達である、その中で民間企業の旺盛な資金意欲、資金需要がございますというような背景等を前提としたしまして、設備資金需要にこだえるための資金の効率的な調達、供給の機関をつくる、あるいは中小企業に対する資金の円滑な供給というような要請のもとに構築されてきたわけでございます。今申し上げましたような同質化現象あるいは長短の同時相互進出のような問題が出てきておりますのは御指摘のとおりでございますので、ここでやはり我が國の専門金融機関制度はいかにあるべきかということは、御指摘のとおり、この実態を踏まえつつ考えていかなければならぬいというときに来ているのではないかという認識は確かに私どもにもございます。

そこで、とは申しますものの、やはり専門金融機関制度はそれぞれの歴史的経緯もございますし、金融でござりますので、慣行もございます。さらには経営基盤の相違もございます。あるいはそういう制度を構築いたしましたときの競争条件についてもそれぞれの仕分けがあるわけでございます。そこで、御指摘のよる、やはり真に日本経済あるいはユーナーのためにどのように金融構造があるべきかという問題が提起されてきているわけでございますので、国際化、自由化、証券化、機械化等各種の金融機関の環境等も踏まえまして、そういう問題も踏まえた広い視野に立ってこの問題を検討を行っていく必要があるというふうことを考えております。

そこで、現在金融制度調査会におきまして専門委員会を、略して制度問題研究会と申しておりますけれども、このような現象並びに今後の方針を見きわめるために、金融の自由化、国際化等がこういう我が国の専門金融機関制度にどういう問題点を投げかけているか、問題点の整理、把握に努

めていただいているところでございます。
○多田省吾君 本題の預金保険法についてお伺いしますが、保険限度額を三百万円から一千万円に引き上げるということをございますが、これは政令で改正されるとしております。この点につきまして、金利の自由化の進展する中で、やはり利回りの高い方へ高い方へ預金あるいは資金がシフトする、流れしていく。当然のこととありますけれども、一面においては、金融機関の一部でありますしうが、健全な方へ流れる心配があるのではないか。この心配をどう考えますか。
それからもう一つは、イギリス、アメリカ、ヨーロッパ諸国ではこれがどのようになっているのか。
○政府委員(吉田正輝君) 確かに自由化が進んでまいりますると資金シフトも生じまするし、また各種の、例えば金利の自由化を行いますと金利リスクも生じます。それから為替リスク、それから流動性リスク、各種のリスクが生じてきます。その中で競争を行うわけでござりますから、その中でいわばハイリスク、ハイリターンというようなことで健全な経営を行う、あるいは不良資産がふえてくる可能性も多いわけでございます。
そこで私もといたしましては、基本的には、まず銀行、金融機関自身がみずからの自己責任において健全性を高めることが必要でございますけれども、そのような環境をつくる、あるいは環境を強化するというような観点から、経営諸比率指導というのを先ほどの金融制度調査会でも御提言があつたわけでございますけれども、自己資本比率の充実とかあるいは大口集中与信に対する規制、比率の指導とか、あるいは長短の資産、負債のミスマッチが起きますと金融機関のやはり流動性危機が生じるわけでございますから、流動性比率の指導とか、そういうような経営諸比率指導も強化してまいりたい。一方では検査の充実強化を図つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

そこで、諸外国でござりますけれども、やはり金融の自由化はこれは世界の大勢でございますので、各國それぞれいろいろの議論を行ひながら、あるいは国際会議等におきましても意見を交換しながら、いわば銀行の健全性確保のルールについての充実強化を議論しておるところでございます。一例でござりますけれども、預金保険制度などで申しますと、これはまた各國の金融制度の違いとか預金者保護の考え方のニュアンスの相違等によって特色がござります。アメリカ、カナダなどは、保険金の直接支払いに、合併等のほかに、今御審議いただいておりますような合併等によるようにしていて、ヨーロッパ諸国では保険金の直接支払いが中心になつてゐるもののがございます。

預金保険制度についてはそのようなことでござりますけれども、先ほど申し上げましたような自己資本充実とか大口与信集中規制等につきましては、各国やり方は違いますけれども、思想としては同じで、健全性確保の方向の強化に向かつているというふうに認識しておるところでございま

○多田省吾君　今御説明ありましたが、先ほどお尋ねした、現行の三百万円というのはマル優限度額の三百万円と同額でございまして、リンクしているように思います。この三百万円のマル優限度額といふものは税制上恩典といいますか有利な点が与えられているわけでございます。

この一千円に引き上げるというのはどのようないふ根拠に基づいているのか、その辺お伺いをしておきたいと思います。

○政府委員(吉田正輝君)　この一千円に引き上げましたのは、三百万円が四十九年のときに決められた保険支払いの限度額でござりますけれども、その後十一年経過しておるわけでございます。その後の預金額あるいは国民貯蓄の推移等を見ますと、大体三倍程度にまで上がつてゐるというのが実態でござりますので、まず数字の根拠

といたしますと、そのような形で申しますと大体一千円程度が三百円の三倍程度というふうでよろしいのではないかということが一つ量的に考えられるわけでございます。あと、質的といふ言葉が適切かどうかわかりませんけれども、やはり預金保険機構を強化するという基本的な考え方の中には、いかに自由化、国際化が進展しても、預金者保護は最終的な手段であるという意味での心理的防波堤が我が国の金融システムに対する信認感を強めて信用秩序の安定が確保されるということをございますので、そういう意味でも強化しておくることが必要である。

第二に、今御審議いただいておりますような機能の強化が行われまして、例えば保険金の直接支払いだけでなく、合併や営業譲渡等によりまして破綻金融機関が救済される場合には、これは預金者が預金の多寡にかかわらず救済されるという全体が預金の多寡にかかわらず救済されるというようなことを考えますと、ある程度直接保険支払的判断に立ちまして一千万円を政令で定めたというふうなことになります。

○多田省吾君 次に、保険料率の問題でございますが、現在の〇・〇八%から今度〇・〇一二%に引き上げるということでございます。これは大臣認可事項となります。五〇%のアップとなりますが、この引き上げが信用秩序の維持といふもの、かえつて利用者への負担という形で波及する事がないのかどうか。以前は、〇・〇〇八%になる前は〇・〇〇六%であったのが現在の〇・〇〇八%に引き上げられた。今回は〇・〇一二%と五〇%アップということは上げ幅も非常に大きいと思います。この辺いかがですか。

○政府委員(吉田正輝君) 端的に申しますと、金融機関の保険料負担は五十九年で見ると全体で約二百三十億円でございます。この金額は経常利益に対しましては〇・八四%に相当いたしまして、経費全体の〇・三五%を占めるということになるわけでございます。金融機関の効率性の経営指標

という形で、預金等に対しまする経費という指標があるわけでございまして、これを経費率と呼んでおるわけでございますけれども、今全体の経費率は一・七〇四%，この預金保険料は〇・〇〇六%ということで、経費率では大体三百分の一と申しますけれども、先ほど申しました、従来は二百三十億円でございましたので、約百十五億円というふうな比率でございます。これを仮に五割アップいたしますると、負担増が出るわけでございまますけれども、先ほど申しました、合は〇・四二%，経費率では〇・〇〇三%という上昇をすることになるわけでございます。

アメリカの場合でございますと、十萬分の八と

いうことでございますけれども、大体今日日本の十

倍程度の負担になつておるわけでございまして、

確かに、たゞいま金融の効率化というふうなこと

を進めており、金融機関にとっては少しでも経費

が楽な方がよろしいかと思ひますけれども、全体

として信用秩序を維持されるという中での金融シ

ステムの中で起きております金融機関といたしま

する負担とすれば、耐えていただかなければなら

ない程度の負担ではないかというふうに考えてお

るわけでございます。

○多田省吾君 次に、合併等の適格性の認定についてお伺いします。

大蔵大臣は、資金援助の認定について大蔵大臣によると、合併等のあつせんが行われたものに適格性

が与えられるとなつておりますが、金融機関はそ

れでなくとも過度の介入の問題、特に天下り問題

等いろいろ世論の批判も浴びがちであります。こ

れについて大蔵大臣はどのように考えておられま

すか。

○政府委員(吉田正輝君) ちょっと訂正させてい

ただきまするけれども、先ほどアメリカの預金保

険料を私十万分の八と申し上げたようですが、十萬分の八十でございます。申しわけございません。御訂正いただきたいと思います。

それから、あつせんについてでございますけれども、私どもがこのたび預金保険法の改正をお願

い申し上げたのは、やはり一つの経験をいたしま

る場合には大変な自己責任主義、預けたおまえが

悪いんだ、経営者のおまえが悪いんだ、こういう

風潮が確かに基本的にござります。しかし、我が

國といつしましては、あくまでも金融機関の自主

権限を尊重する形の関与をするわちあつせ

ん、こういうことで今お答えしたわけでございま

すが、従来からも大蔵省といつしまして、確かに

歴史的にも合併等がございましたが、これらに對

きアメリカの預金保険制度をも参考にしまして、

それから我が國の法制、金融制度に適合する形で

の預金保険制度の機能の拡充を図るというふうに

考えておるわけでございます。

それで、アメリカの中の場合でござりますけれ

ども、預金保険公社は、破綻した金融機関がござ

りますけれども、先ほど申しました、合は〇・四二%，

経費率では〇・〇〇三%という

のいわば管財人といつしまして営業譲渡契約を結

ぶことができるというふうなことで、これは、緊

急時には預金者保護、信用秩序維持のために必要

だという判断のもとの強権的な措置がとられる仕

組みになつておるわけでござります。アメリカを

例としながらも、やつぱり我が國の金融風土にも

適合するような形と申しますと、それほどまでに

組みになつておるわけでござります。アメリカを

いたしまして、我が方の関係者に対する、いわば

銀行の主體性の中で、日々人員の派遣と申します

が、そういう依頼があることも事実でございま

す。しかし、それとてあくまでも最終的にはその

金融機関の自主性において、金融機関の要請に基

づいてということだけは厳密にしていきません

と、天下り先というようなことを言われてはなら

ないということは厳に慎んでおるところでござい

ます。

○多田省吾君 平和相互銀行の合併問題、それ

に伴つての問題も生じているのではないかと思ひ

ます。時間もありませんのでもうこれはお尋ねし

ませんけれども、放漫經營等によって健全金融機

関にも悪影響を波及させ、ひいてはそれが信用秩

序を壊すことになりかねない、こういった問題が

ございます。ですから、信用を第一とする金融機

関の指導については、大蔵大臣としてめり張りを

明確にして対応すべきだ、このように思ひます

が、いかがございましょうか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに今の御意見の中には

ございましたように、私どもとしては十分自主性

というものを尊重しながらこれに当たつていかな

ければならない問題で、端的に申しますならば、

検査とか指導は大切でございます。

しかしそれが

また行き過ぎると問題がございます。その辺は十分個々にわたりまして気を配つて対応していくと

○多田省吾君 次に、金融機関の手数料の問題でござりますが、種々の手数料があるわけです。どのようにして決められるのか。また、国債の手数料も昨年一〇%下げられたわけです。

の印紙代がかかります。郵便局では払わないでいいということでお伺いしますが、印紙税はなく、銀行から郵便局にかえたために七千万円から一億円の経費節減ができたと聞いておりますけれども、現状はどうなっているのか。この印紙税の改定の影響なんかが、一企業でこのようであれば、莫大な金額になりますて、民間圧迫との声もありますけれども、どのように対処なさいますか。

○政府委員(吉田正輝君) まず第一に、金融機関の手数料について私からお答えさせていただきま

金融機関は各種のサービスを提供しております
て、こういう分野での金融機関の活動範囲は今後
ますます広まっていくというふうに考えておりま
すけれども、基本的には、顧客の利便、それから
これがどのようなコストになるかという二点
を総合的に勘案して、金融機関が今後、金利の場
合もさようござりますけれども、自主的に決定
すべきものであるというふうに理解しておるわけ
でございます。

こういう手数料につきましては、ただいまの現状で申しますと、無料もしくはコストに比して割安の手数料となつておるケースがあるようと思われます。今後金融の自由化が進展してきますると、やはり市場原理の貫徹あるいは利用者の適正負担というようなことで、コストを考慮した水準に手数料が改まっていく動きが進むことが予想されるわけでございます。これはやはり、こういう方向ではないかなというふうに考えておりますけれども、この場合でも、顧客の理解が得られるよ

うに努める必要があるのではないかというふうに
考えておるわけでございます。

○政府委員(蓬田弘君) 国債の手数料でございま
すが、昨年引き下げましたのは募集引受手数料で
ござります。これは募集取扱残額引受責任の対価
としてお支払いをしているものでございますが、
最近の国債をめぐる情勢を見ますと、発行条件を

市場の実勢に応じて彈力的に決めておりますので、商品としての魅力が増している、あるいは大量発行によるスケールメリットでコストが下がっておりますとか、あるいは金融機関の窓販、デーリング等の開始によつて引受負担が軽減されているというふうないろいろな事情を勘案いたしまして、コストが軽減されていると考えるに至りました。

一方、国の財政事情は引き続き極めて厳しいわけでございますので、昨年の七月から手数料の一〇%引き下げをお願いをいたしまして、十二月にシ団の合意を得て決着いたしました。六十一年度から一〇%引き下げをさせていただいているところ

○政府委員(水野勝君) 現在の印紙税法におきましては、國、地方公共団体が作成いたしました文書は非課税となつておるわけでござります。したがいまして、郵便局が作成する通帳等でございますとか証書、払込金の受領証等につきましては印紙税が課税されないこととなつておるわけでございま

融機関との課税のバランス上問題であるとする御指摘、委員御指摘のような御意見があるわけでございますが、この問題は、このような公的な団体が行います公的事業に対する課税のあり方、さらには、現行印紙税が信用金庫、農業協同組合その他各種の機関につきましてもいろいろな非課税措置を講じている面もございます。こうした面を総合して今後慎重に検討をしてまいるべき事柄ではないかと考えております。

進められておりますけれども、小口につきましては金融問題研究会で検討されております。今月か

○政府委員(吉田正輝君) 御質問の金融問題研究
來月中にまとめられるようだと聞いております
が、その方向づけは大方どのよななものか、わ
かる段階で結構でござりますが、銀行局長にお聞か
せいただきたいと思います。

者、業界あるいは関係省庁から意見を聽取しながら、小口預金金利の自由化につきまして、完全自由化あるいは市場金利連動型預金の導入のいずれが適当か、またはこの前者、完全自由化に至る場合には、そこへ至るスケジュールをどうするか、あるいは後者、市場金利連動型の場合には大口、小口との境界をどう考えるかという論点をめぐつて研究が進められているところでございます。私どもとしては、ごく近いうちに意見の取りまとめをいただけるものというふうに考えておりまされども、その場合こまゝいろいろな観点から

踏まえまして、小口預金の特性あるいは郵便貯金との真の整合性の確保、マクロ経済に与える影響、金融政策の有効性的確保というような諸問題も踏まえまして理論的な御検討をいたさまして、ごく近いうちに御報告がいただけるものとうふうに期待しております。○近藤忠孝君まず、預金保険法についてであります、今回の改正の最大の問題は、大蔵省が、各生の認定ある、は合ひあつてしまへる、らういは

緊急性の認定、こういうことによって金融機関に
対して非常に大きな権限を手にすることになるこ
とだと思います。もちろん、大蔵省が公正な銀行
行政を推進することを期待したいところですが、
過去の事例を見ますと必ずしもそうでない。例え
ば平和相銀の例をとりましても、過去に平和相銀
を検査した検査官がこの銀行に天下り、乱脈な經
営に一枚加わっていたという事実があるわけです
ね。

検査官が金融機関に天下った件数は二十件、これは人事院の承認したものだけなんです。難儀後二

年以上たって金融機関に就職した者を含めると、これは相当な数に上るのじゃないかと思います。李下に冠を正さずという言葉がありますが、この検査官の金融機関への就職状況について、これはもう全体的に調査をして、仮にも疑いの目で見ら

れるのないようすべきではないか。この点で、この状況は国会に報告すべきだと思うんです
が、いかがですか。

そこで、こういう法律、こういう場合に適合しないでござります。この制度、だいたい申し上げましたような離職後二年間の官公企業への就職制限は、憲法におきまして保障されている職業選択の自由、勤労の権利等の基本的な人権と公務の公正な執行の確保という要請との調和を図る見地から、昭和二十三年以来定められているものというふうに理解しているわけでございます。

人事院の承認を要する場合が多いです。人事院の承認を要するものについては、人事院から発表されているものというふうに承知しておりますけれども、先ほど申しましたように、法の規制を受けないものについてまで行政庁がこれを調査するようなことは、法律の趣旨、よって立つところの趣旨に照らしてみましても、いかがなものかというふうに思われますし、金融検査官の職歴を有し、既に大蔵省を退職して民間企業で活躍されている人は多数に上っております。これらの人々について、何点か伺います。

であることは御理解いただきたいというふうに考へるわけでございます。

○近藤忠孝君 その多數だから問題だと考へんですよね。やっぱりこういう現状ですと、検査に手が加えられて、実際に危ない銀行であってもその事実が隠されるとおそれがあるんではないかという心配があります。平和相銀の例でも、大量のディーゼル機器株をめぐる仕手戦に絡んで問題が表面化して以降も、何度も大蔵省が検査に入っていますが、これまで何の改善策もとられずにいたという点ですね。

そこで、これは一つの提案です。今のは人事の問題ですが、今度は検査の結果について、これは銀行の企業秘密にかかることもありますかと思ひますが、それは除いても結構です。最大限これを公表すること、少なくとも国会へ報告することによって検査の公正が保てるし、また国会でもチェックができるんだと思いますが、これは可能じゃないですか。

○政府委員(吉田正彌君) 銀行の検査でございますけれども、銀行法で定められたところに従いまして金融検査、立入検査を行っているところでございます。銀行法第二十五条でございますけれども、その精神は、預金者保護、信用秩序の維持を図ることを確保いたしますために大蔵大臣に付与された権限でございまして、これで信用秩序の維持を國らなければならないということでござります。

そこで、この検査結果を開示したらどうかといふ御提案でございますけれども、そもそもこの検査は、金融機関との信頼関係に基づきましてその資料が提出され、微取してこの検査結果を出していくわけでございますので、個々の検査結果の内容そのものを開示いたしますると、金融機関との信頼関係が崩れて検査の円滑性が確保できないといふような問題点、あるいは金融機関と取引先の私法上に基づく取引の信頼関係が崩れて、円滑な金融取引に支障を來すようなことというようなこ

とがあるのではないかと思います。

せんじ詰めますと、そのようなことになります。すると、究極的に銀行法上目的といたしておれば、最後の貸し手というような機能をやはり果たす信用秩序の維持とか預金者保護というようなメカニズム——メカニズムという言葉が適切じやないかもしませんけれども、そういう精神、あるいは検査の構造、目的が阻害されるというように考えられますので、適当ではないというふうに、検査結果をどんな形でありますと開示することは適當ではないというふうに考へておるわけでございます。

○近藤忠孝君 金融機関との信頼性の問題はあります。より大事なのは、もう一つ公共性の問題もありますよ。これは今後ひとつ検討願いたいと思います。

日銀総裁、大変御苦労さまでござります。

例えば平和相銀の合併問題の経過から見ますと、昨年の末ごろから日銀の融資がつけられ、そ

して住友銀行との合併が合意された二月以降も融資が積み増しされて、結局一千億円を超える資金

が貸し付けられて、当面を文える役割を果たして

いるわけですね。今回の改正預金保険法であれ

ば、合併の認定を受けければ預金保険機構が資金援

助などをを行うことになるわけで、しかも預金保険

機構の資金援助について大蔵省は大きな権限を持

つております。となると、從来、資金の最終の貸

し手として果たしていた日銀の役割が弱められる

のではないか。大蔵省がその役割を果たすことにな

るのではないか。本法成立後そういう点がどう

かですね。本法成立後、日銀はいかにして主体的

に金融機関に対する指導、監督を行っていくのか。

これについての見解を承りたいと思います。

○参考人(森田智君) 日本銀行は、御承知のよう

に、日本銀行法第一條によりまして、通貨の調

節、金融の調整及び信用秩序の保持育成に任する

ことを目的としているわけでございます。したが

、こうした日本銀行の役割は、今般の預金保険法の改正によって何ら変わることはない、そういうふうに考えております。現に、預金保険制度充実を提言いたしまして、今度の法律のもとになりました金融制度調査会の答申がございますが、その中にも、信用秩序維持のために中央銀行は最後の貸し手として主導的な役割を果たすということがうたわれている次第でございます。

なお、付言いたしますと、改正預金保険制度の運営という段階になりました場合には、中央銀行としての立場から、大蔵省と緊密な連携を保ちつつ適切に処理をしていく、こういう方針でござい

ます。

○近藤忠孝君 日銀の役割は弱められることはな

いということでしたので、ひとつそのようにお願

いしたいと思います。

それから次に、準備預金制度について統いて總

裁にお聞きしますが、この準備預金制度は金融政

策の重要な柱として今後とも活用していくしかね

ばならない手段だと思います。特に、公定歩合改

革が最近のように国際協調で決定される時代にあ

つては、準備率操作はやはり重要な政策手段だと

思ふんですね。現に、これは昭和四十六年の金融

制度調査会答申では、今後準備預金制度を強化

し、その活用を図ることが必要であるとの考え方

でございます。したがいまして、現在の状態をもつて直

ちに過剰流動性への警戒というような、そういう

状態とは考えておりませんが、まだ金融機関の融

資態度にも行き過ぎが広がっているというよ

う状態ではございませんが、しかし、金融が十分に緩和している状態でございますので、今後の金融

政策の運営に当たっては準備率を含めまして諸般の情勢に一段と注意を払ってまいりたい、かよう

に考える次第でございます。

準備率の水準の問題につきましては、我が国の準備率の水準は米国や西独よりは低い率となつて

いるわけでございますが、他方、英国やフランス等と比べてみては変わりはない、同じような水準

というようなことになります。一般に、各國の金融制度のもとで組み立てられた準備預金制度の仕組みは、対象の金融機関でありますとか対象の債務の範囲でありますとか等を前提として、具体的な金融政策の金融情勢に即して設定されるものである、かように考えております。

○政府委員(吉田正彌君) 金融の自由化、国際化が進んでまいりますと、やはり多様な政策手段

を機動的に発動して、そのときどきの金融経済情

勢の変化に即応して金融市場を適切に誘導する方

が、総裁と大蔵大臣の見解をそれぞれお聞き

たいと思います。

○参考人(森田智君) 準備預金は、公定歩合及び

マーケットオペレーションと並び政策手段でござ

いまして、特に金融市场が過度に緩和している場

合や、金融機関の融資態度が過度に引き戻しで

る、そういうような場合に準備率を引き上げることによってこれを是正する、そういう重要な効果を持つものでございます。

最近、M²プラスCD、マネーパライでござ

いますが、この前年比の伸び率を見ますと、昨年

秋以来高まりを見せておりまして、名目成長率に比べて高目の水準でございますが、これは大口定期預金利の自由化等の特殊な要因が響いておつたわけでございます。現に本年に入つてからは伸び率は下がつてきている、こういう次第でございます。

したがいまして、現在の状態をもつて直

ちに過剰流動性への警戒というような、そういう

状態とは考えておりませんが、まだ金融機関の融

資態度にも行き過ぎが広がっているというよ

う状態ではございませんが、しかし、金融が十分に

緩和している状態でございますので、今後の金融

政策の運営に当たっては準備率を含めまして諸般

の情勢に一段と注意を払ってまいりたい、かよう

に考える次第でございます。

準備率の水準の問題につきましては、我が国の

準備率の水準は米国や西独よりは低い率となつて

いるわけでございますが、他方、英国やフランス等と比べてみては変わりはない、同じような水準

というようなことになります。一般に、各國の

金融制度のもとで組み立てられた準備預金制度の

仕組みは、対象の金融機関でありますとか対象の

債務の範囲でありますとか等を前提として、具体

的な金融政策の金融情勢に即して設定されるもの

である、かように考えております。

○政府委員(吉田正彌君) 金融の自由化、国際化

が進んでまいりますと、やはり多様な政策手段

を機動的に発動して、そのときどきの金融経済情

勢の変化に即応して金融市場を適切に誘導する方

向で金融政策の運用を図っていくことが必要であると思います。

そこで、準備預金操作は、市中の流動性を量的に調節するということに重きを置いた手段でございまして、内外の経済金融情勢やときどきの政策目的に応じまして、市中の流動性全体により強い影響を及ぼしているという場合に活用が図られる政策手段であろうというふうに基本として認識しております。金利引き上げなど、「準備預金操作」

諸外国との比較につきましては、ただいま日本銀行の總裁から答弁されましたように、実質的に日本の大実効準備率とさほどの差異はないというふうに考えておるところでございます。

○栗林卓司君 投資顧問業の規制等に関する法律案についてお尋ねをいたしたいと思います。

現在の社会の風潮を見ておりますと、何かうまい運用口がないか、何とかもうけ口がないかといふことで聞き耳を立ててあるこの社会風潮からすると、投資顧問業務も今後はまさに拡大していくんだろうと思うんです。

そこで、投資顧問業が扱っているものの性格を

○栗林卓司君 私のこれは所見でありますけれども、私を含めてと申し上げてもいいですが、悪い癖というのは、何か起きますと、政府伺やっているんだとすぐこう言いたがるんですよ。本当は政府にしりを持っていたしょがないんで、なぜ自分で気をつけなかったんだという方が本当なはず。

きたわけでございますが、ただ、やはり歐米と比べますとその進歩の度合いはまだ立ちおくれていい結果、そういう意味での投資家の実際上の知識ないしは自己責任というものがやや歐米に比べてはまだ十分でない面は見受けられるかと思います。

考えますと、結局投資に関する情報の提供を業者としている、こう理解しても私は間違いがないと想うんです。問題は、情報が正しいかどうか、それから平等に提供されているかどうかというあたりが実際には問題になってくるんだろうと思うんですね。ですが、この情報が正しいかどうか、一言でこういいましたけれども、これはある意味では至難のわざでありまして、例えばあしたの円ドルレートは幾らかというのも情報のうちであります。それが答えられたら何の苦労もないんですよ。したがって、この情報の質をどうやって管理していくか。この間でまことにテクを見てるなりまんこう、どう、どう

んですね。それを何かというと政府にしりを持つていくようになると、今の官僚機構はますます複雑煩瑣になるばかりでありますて、したがつてこの手の投資についても最終的には自己責任なんですね。これで貢かないといかぬと思う。

したがつて、それは国民の皆さんめいめい注意してくださいいというにしては、どの程度の判断力があるのか、見通しがあるのか。判断力と見通しはどうか、それが出てくるわけですね。判断力はいかが御判断になつておられますかという、これが質問の真意であります。

○政府委員(岸田後輔君) 大変難しい御質問でございまして、判断力がどの程度かということになりまする客観的な基準はなかなか難しいのかと思うわけでございますが、從来からの投資顧問とか金融市場の発展の度合いから見てまいりまして、そういうものを判断する機会が今まで少なかつたということは言えるのではないか。ただ、我が国の資本市場がこれからどんどん拡大をしていく段階において、この判断力が欧米に劣るということではないであろうということを期待をいたしております。

○栗林卓司君 欧米について知ったかぶりをするつもりはありませんけれども、自分の家計あるいは自分の財産は自分で管理をするという意識はきちんととしているようであります。ところが日本の場合は、家計なり財産がちゃんと国でカバーされているという意識があり過ぎる。しかしこれからはそうはないかないと、これはその教育を財政当局がして回るわけにもいきませんけれども、さまざまなケースを通して国民に対する教育をそろそろしていかないと私はいけないと思うんです。したがつて、この投資顧問業の自主管理を通していろんな諸規制がありますけれども、そういう規制を通してそういう教育効果を期待するためには、やっぱり投資顧問業の間の自主管理を通して情報の質を高めるために努力をさせていただくところです。

それからもう一つは、情報の質といつても、ドルレートを例にとつてみましても、それがわからずから、当たるもいれば当たらない人もいるんでしょう。そうすると情報の市場原理をやっぱり貫徹していくしかない。したがつて、あそこの情報屋さんは当たるけれども、こつちはだめだ、じやこつちの情報を使おう、こうなるわけですね。それを国民から見て、ああなるほど、いい話にはいろんな落ちがあるけれども、こうしていきや危なくないかもしらぬな、そういうた経験をどうやって積むかということだと思うんです。したがつて、投資顧問業の中の自主管理をどうやって徹底させるのかということと、市場原理をどうやって貫徹していくのか、私はこれが決め手ではあるまいかと思うんです。

そこでお尋ねをしたいのですけれども、今情報の提供という言葉で私は言つたんですが、これからますますこれは情報そのものになつてくると思うんです。したがつて、こういう投資情報がどういった格好で今流れているか、提供されているのか、これは金融当局としてつかんでおく必要があるんじゃないんだろうか。これからますますその必要が私は高まる気がするんです。したがつて、これは関係する人たちで、何でも審議会をつくればいいというものじゃありませんけれども、知恵を出し合つて、いすれ来るまさにこれは情報化社会の一断面でありまして、やはり研究してみると要があるのではないかだろうか、こう思うんですが、御見解いかがでしょうか。

○政府委員(岸田後輔君) 最近におきます情報でございますが、これはまさに多岐にわたつてゐるわけでございまして、その情報に基づきまして投資ないしは投資顧問といふものが成立をするわけでございます。実際上その投資の情報の質がどうであるかということはなかなか客観的には見出しがたいのかと思いますが、しかし、例えばこの投資顧問業を通じて見てまいりましても、情報の質によつてその成果がかなり区別ができるのではないか

かろうか。恐らくこれからは投資顧問業というのには、その運用成績というものが非常に客観的に観察をされる時代に入ってくるんだろうと思います。そういう結果、運用成績がいいところにはやっぱり投資家が集まる。大変悪いところからは投資家が逃げるというような、まさに市場原理によってこれが運用されていくのではないかなどいうふうに考へておきます。

非常に難しい問題で、質的なものがやはり間接的な市場原理をもとにしてさらに高まつてくる状態が今後来るのではないかというふうに考へております。

○委員長(山本富雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木和美君及び福岡日出磨君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君及び出口廣光君が選任されました。

○栗林卓司君 あと一言だけ加えます。

私がこう申し上げている理由をもう少し申し上げますと、原則自由、例外規制ということでお為法を改正をいたしましたが、その後にゼロターボンで待ったをかけましたね。今はそれはならないでしょけれども、あれでもある投資情報が流れであの始末になつたわけです。今円ドル関係どうかといいますと、例えば銀総裁が、もうドルは必要以上に安くなり過ぎたと言えば影響を及ぼすし、そうではないとある人が言えば途端にびん影響するし、そういう意味では情報管理がこれから私は必要なんではないか。

今ここで議論しているのは一般投資家に対する情報の提供の問題ですが、その一環として金融情報の管理、これは重要な政策課題ではないんだろうか。これは金融あるいは投資の世界におけるデモクラシーの貫徹ですよね。これは我々は未経験の事態でありまして、これまで財政当局ががつちりと握つておつた。がつちりと握つておつたと

つた意味で、金融情報をどう管理していくべきなのか。逆に言うと、どうこれを扱つていったらいいのかということは私は研究課題ですといふことを申し上げたかったわけあります。

あと一点だけ預金保険法についてお尋ねしますけれども、これは今投資家の自己責任原則を同じ意味で申し上げているんですけど、預金保険が発動しなきゃいかぬ、したがつて預金者の利益は保護してあります、一見いいように見えるんですけども、本当にそんなんだろうか。一方、預金者の利益は保護されております、いざという緊急事態の場合は必要な資金も用意をいたします、こなうつてまいりますと、金融機関がすべき自己努力というのはどうかといまいになつてしまわないだらうか。実はどういったケースというのは諸外国にも例がないわけではないようでありまして、預金保険を充実すると、裏側で出てくるのは実は金融機関の自己責任のあいまいさ、これについてはどうお考えになつておられるのか、ひとつ御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(芦田正輝君) 御指摘の点は、いわゆるモラルハザードというような意味合いで金融機関の救済あるいは預金保険機構の拡充等を議論している場合に常に出てきている議論でございました。米国でも議論が行われておりますし、このたび預金保険機構の機能を拡充するときにも、御提言を行われる金融制度調査会においてもそのようないいはそういう諸比率を努力目標にしていただ

くことと、その場合も、私どもが規制をするというのではなくて、経営者自身が自己診断のチェックボットというようなことをしまして、自己責任のもとに、その自己診断をまず行政が知るという前に皆さん方がお知りになつていただき、健全性をチェックしていただくというような基礎的なところの措置を講じた上で、こういうふの点は全く否定することはできないといふふうに考えておりますけれども、金融機関が破綻いたしました場合に、保険金が直接支払われるのはその破綻した金融機関ではなくて預金者であります。それから資金援助を行うときにも、これは破綻金融機関に対して資金援助を行うのではなくお客様のお金を取り戻すので、破綻金融機関の経営者を救うというようなことはあり得ないというふうに考えておりますし、そうであつてはならない。も

ちろん破綻金融機関の経営者の責任ははじめをつけて追及されなければいけませんし、その方々はいいのかということは私は研究課題ですといふことを逆にとつて勧誘していくことだつて考えられます。ですから、この法案の成立に当たるわけでございます。したがいまして、この金融機関の経営が、保険機関を直接、保険限度を引き上げるとか、あるいは資金援助方式を導入することによつて安易になるようなことがあるとは思われません。

○政府委員(岸田俊輔君)

この法律を誠実に円滑に運用させるためには、内容自体が投資家全体に

知られなければならないという面でPRというの

非常に重要な問題だと考へておきます。

○政府委員(岸田俊輔君)

この法律を誠実に円滑に運用させるためには、内容自体が投資

ね。この料金の設定といふものについては全くこれらは業者任せといふか、フリーにしてあるわけですか。

○政府委員(岸田俊輔君) 料金につきましては全く当事者間の契約に任せることにいたしておられます。ただ、実際上、業界の慣行やいろいろな不正の事件その他実例を踏まえまして協会が自主的にいろいろなルールをつくるということは期待できるのではないかというふうに考えております。

○野末陳平君 その点は、期待といいますより、やはり協会をつくってきちっとするんだつたらば、そこである程度の、何といいますか、規制じやありませんが、ある程度の幅をきちっと内部的にしていった方がいいように思いますね。だつて、これは当たるか当たらないかという欲に絡んだ情報ですから、高く取るも安く取るも全く勝手で、もうけさせたらそれで高いのが正当化されちゃう。こういうようなことをやつていると、やはり最終的にはこの法案もきちと投資家保護につながつていかないんじゃないかという気もしたりして、その点についてなお指導を厳しくしておく方がいいと思います。一番この料金の点がちょっと心配なんです。つまり成功報酬みたいなことだって考えられるわけですね。ですから、それがうまくいけばいいですけれども、今現実に投資顧問業者が取つている料金などは、電報でとかあるいは新聞でとかあるいはコンサルタントとか、あらゆる形があるようですが、少なくもこの辺もきちっとしてほしいとお願いをしておきますね。

それから株式についてついで聞きたいんですが、売買の手数料です。この売買の手数料というのが、有価証券取引税なんかに比べますと少し高過ぎるんじゃないかなという気がしますね。これは證券会社の収入でかなりまたいい利益を上げているようですが、この売買手数料といふものを、投資家の立場に立てばやはりこれは下げるところが可能じゃないかと思うんですけれども、これについてはどういうふうに考えますか。

○政府委員(岸田俊輔君) 株式の委託手数料につきまして高いのではないかという御指摘かと思ひります。ただ、実際上、業界の慣行やいろいろな不正の事件その他の実例を踏まえまして協会が自主的にいろいろなルールをつくるということは期待できるのではないかというふうに考えております。

○野末陳平君 その点は、期待といいますより、やはり協会をつくってきちっとするんだつたらば、そこである程度の、何といいますか、規制じやありませんが、ある程度の幅をきちっと内部的にしていった方がいいように思いますね。だつて、これは当たるか当たらないかという欲に絡んだ情報ですから、高く取るも安く取るも全く勝手で、もうけさせたらそれで高いのが正当化されちゃう。こういうようなことをやつていると、やはり最終的にはこの法案もきちと投資家保護につながつていかないんじゃないかという気もしたりして、その点についてなお指導を厳しくしておく方がいいと思います。一番この料金の点がちょっと心配なんです。つまり成功報酬みたいなことだって考えられるわけですね。ですから、それがうまくいけばいいですけれども、今現実に投資顧問業者が取つている料金などは、電報でとかあるいは新聞でとかあるいはコンサルタントとか、あらゆる形があるようですが、少なくもこの辺もきちっとしてほしいとお願いをしておきますね。

それから株式についてついで聞きたいんですが、売買の手数料です。この売買の手数料といふものが、有価証券取引税なんかに比べますと少し高過ぎるんじゃないかなという気がしますね。これは證券会社の収入でかなりまたいい利益を上げているようですが、この売買手数料といふものを、投資家の立場に立てばやはりこれは下げるところが可能じゃないかと思うんですけれども、これについてはどういうふうに考えますか。

○政府委員(岸田俊輔君) 株式の委託手数料につきまして高いのではないかという御指摘かと思ひりますが、昨年の四月に証券取引所におきまして見直しが行われまして、大口について料金改定等が行われたわけでございます。例えば小口の料金について見てまいりましても、アメリカの証券取引委員会が調査をした結果では、やはり米国や英國に比べまして我が國の方が小口では割安というような結果が出ております。

なお、最近は証券会社の三月期の中間決算が非常によかつたということをございますが、これは大体債券の売買益でございまして、債券関係の収入の大幅な増加によるものでございまして、株式の委託手数料は、これは売買高が非常に上がったのに比べまして大体前年並みになつております。具体的に申しますと、株式の売買高が一三・一%伸びたにもかかわらず手数料収入は一・五%というような状況でございまして、全体として見て収益の中で株式手数料が非常に稼いでいるという状況ではないわけでございます。

ただしかしながら、手数料の体系でございますが、これは常にやはり妥当なものとしての観点から見直しをするべきときには見直しをしなければいけない。特に国際的な観点からもそのときどきの情勢に応じて適切に対処する必要があるというふうに考えております。

○野末陳平君 関連して主税局にちょっと聞いておきますけれども、有価証券取引税ですけれども、これは株も債券も含めてですが、これは引き上げの方向というのは考えられるんですね。これが取つてあるのはコンサルタントとか、あらゆる形があるようですが、少なくもこの辺もきちっとしてほしいとお願いをしておきますね。

それから株式についてついで聞きたいんですが、売買の手数料です。この売買の手数料といふものが、有価証券取引税なんかに比べますと少し高過ぎるんじゃないかなという気がしますね。これは證券会社の収入でかなりまたいい利益を上げているようですが、この売買手数料といふものを、投資家の立場に立てばやはりこれは下げるところが可能じゃないかと思うんですけれども、これについてはどういうふうに考えますか。

○政府委員(岸田俊輔君) 有価証券取引税につきましては、御承知のように、昭和四八年、昭和五十三年、昭和五十六年と、この約十年の間にわざむね税率としては株式をとりますと三倍強になっております。万分为十五が万分为五十まで上がつてきております。この結果、我が国の有価証券取引税の税率、主要な諸外国と比較して相應の水準に現在達しているのではないかと思われるわけでございます。この結果といたしましても、我が国の税率の中に占めます地位につきましてかなり重要な税目となつてきておるわけでございます。

こうした背景を考えまして、今後この有価証券取引税の負担水準をどうするか、今回税制調査会におきまして税制全般につきましての抜本見直しについて見てまいりましても、アーティカの証券取引委員会が調査をした結果では、やはり米国や英國に比べまして我が國の方が小口では割安というような結果が出ております。

○野末陳平君 なほ、最近は証券会社の三月期の中間決算が非常によかつたということをございますが、これは大体債券の売買益でございまして、債券関係の収入の大幅な増加によるものでございまして、株式の委託手数料は、これは売買高が非常に上がったのに比べまして大体前年並みになつております。具体的に申しますと、株式の売買高が一三・一%伸びたにもかかわらず手数料収入は一・五%というような状況でございまして、全体として見て収益の中で株式手数料が非常に稼いでいるという状況ではないわけでございます。

ただしかしながら、手数料の体系でございますが、これは常にやはり妥当なものとしての観点から見直しをするべきときには見直しをしなければいけない。特に国際的な観点からもそのときどきの情勢に応じて適切に対処する必要があるというふうに考えております。

○野末陳平君 前回の引き上げからもう五年もちましたから、そろそろ検討の段階かなと思つたわけです。事実、株式や債券などの出来高が非常に大きくなっていますから、別にここに税収を求めてという露骨な考え方だけじゃないんですねけれども、やはりもうちょっと引き上げの余地はあるんじゃないのか、そういうふうに思つたんですが、大臣はどうでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 税調でも一遍指摘されました。それで、たしかおととしだつたと思ひますが、最終的に大議論になりました。ところが、三倍強に上がっておりましたから、一面、税調の御指摘の中では高過ぎるという意味の指摘だったという御意見の人もいらっしゃいまして、結局これは譲るとまらずということでございました。引き下げも引き上げもしない。それで、そういうような意見を全部加えて今度は税制調査会の後半の懇親く審議事項にしていただける、こういうことが現状でございます。

○野末陳平君 取引税よりもしかし実はもっと大きいのは、毎年この委員会でも質疑になりますけれども、例の株式の売却益に関するキャピタルゲインの課税問題だと思ひます。これはやはり不平等感といたところでございまして、適宜、隨時、情勢変化等に応じまして見直しは行ってまいってきておるところでございます。

○野末陳平君 そういう小さい改正は国民の目に付いていたところでございまして、適宜、隨時、情勢変化等に応じまして見直しは行ってまいってきておるところでございます。

○野末陳平君 そこで大蔵大臣、最後になりますが、やはりこれは、このままほつておいてどうも適正な執行が決してそれが不公平の是正だというふうには映りませんからね。

そこで大蔵大臣、最後になりますが、やはりこれは、このままほつておいてどうも適正な執行が難しいということを言ひながらうするしたんでは怠慢のそりを免れないと思いますので、この

ヨーヒタルケインの強化については前向きのプログラムをある程度つくる、いつごろまでにこうだ、そういうようなことをこちらで決めておかなないと、結果的にはやはり何もしない、いわゆるなさん余裕資金があつて株をやつてもうかるといふ人に対しして何も手をつけないと、いうことは納税意欲にも水を差すような、そんなマイナスも当然ありますので、ひとつこちらでいつごろまでにこないふうにするんだということを示すべきじやないかと思うんですよ。税調税調といつても、税調では細かい技術的なことはやりませんから、方向だけはもう前から出ているのですから、ひとつその辺最後に大蔵大臣にお答えをいただきたいと思います。

はたくさん出てくると思う。どれに一任していいか本当に迷うと思うんですよ、国民党は。この比較情報ですね、どの会社がどういう業績でどうななんだこうなんだという比較情報をどういう形でお出しになるか。大蔵当局みずからお出しになるか、あるいは協会に比較情報を出すことを強く要請するかどうか、こち辺のところをまず伺いたいんです。

証券取引審議会において御議論をいたいたわればございますが、そのときの論点の大きな課題としてございましては、やはり一般投資家、小口投資家の保護という点でございまして、投資ジャーナルの事件に見られますよなこういう悪質な事件が発生しないようにということが大前提であつたわけですがござります。いろいろな小口の投資家の被害その他他の事例も十分検討いたしまして、例えば有価証券、現金の預かりを禁止するとか、また、貸付けで十倍融資とかいう形で一割の担保部分を自由に勝手に使ってしまって被害が生ずるとかいうようなことのないような手当てを十分にいたしましたつもりでござります。

ところが非常に私は隠れみのというのが心配なんですよ。その点について何かお考があるかどうか。
○政府委員(岸田俊輔君) 従来、投資顧問業をめぐります被害と申しますか、そういうものは、法律的には、刑法の詐欺罪とか証券取引法の中の規定を利用して罰則の適用ができるわけでございまが、ただこの場合は、例えば捜査に入る場合でも裁判所の許可を得なきやいけない。そういたしますと、その犯罪事実を疎明する事実をつかまなければいけないという結果、やはりその証拠をつかむまでの間に時間がかかるで被害が拡大してい

はたくさん出てくると思う。どれに一任していいか本当に迷うと思うんですよ、国民党は。この比較情報ですね、どこの会社がどういう業績でどうな出しがなるか。大蔵当局みずからお出しになるか、あるいは協会に比較情報を出すことを強く要請するかどうか、ここら辺のところをまず伺いたいと思います。

○政府委員(岸田俊輔君) 投資顧問業が発達いたしておりますアメリカの事例を見てまいりますと、投資顧問業者が非常に苛烈な競争を行つてゐるわけでございますが、それにつきましては、また特別の業者がございまして、その運用成績につきましての資料を緻密に集めて、有料の場合も無料の場合もございますが、そういうものが投資家が容易に入手できるようなシステムになつていています。まさに市場原理の中でそういうものの淘汰ないしは選別が行われるシステムが確立をしてきているわけでございまして、我が国の場合も恐らくはそういう段階に入つてくるのではないかということふうに考えております。

○青木茂君 その点はよくわかりました。その方向で投資する人の便益というものを図つていただくのが行政当局の僕は任務だらうと思ひますから、ぜひお願いをしたいと思います。

それから第二の質問に入りますけれども、どうもこの法律は、それぞれの企業のコストの関係から見ても、大金持ちは保護にはなるけれども、小金持ちはどうのか、なげなしのへそくりをはたいて投資しようという人々が疎外されてしまふような印象があるわけなんですよ。そうすると、この疎外されてしまう者が多ければ多いほど僕はそこに悪質業者がはびこるんじゃないかな。そこにまた悲劇の芽が出てくるんじやないか。この悲劇の芽ですね、投資顧問業法から疎外される小さな投資家、これをどう保護、救済しようというふうにお考えになつてあるかどうかということを次に伺いたいと思います。

証券取引審議会において御議論をいただいたわ
でございますが、そのときの論点の大きな課題と
いたしましては、やはり一般投資家、小口投資家
の保護という点でございまして、投資シャーナル
の保護という点でございまして、投資シャーナル
事件を見られますよなこういう悪質な事件が發
生しないようなどいことが大前提であつたわけ
でございます。いろいろな小口の投資家の被害を
の他の事例も十分検討いたしまして、例えば有価
証券、現金の預かりを禁止するとか、また、貸し
付けで十倍融資とかいう形で一割の担保部分を自
由に勝手に使ってしまって被害が生ずるとかい
うようなことのないような手当てを十分にいたし
つもりでございます。

ところが非常に私は隠れみのというのが心配なんですよ。その点について何かお考えがあるかどうか。

○政府委員(岸田俊輔君) 従来、投資顧問業をめぐります被害と申しますか、そういうものは、法律的には、刑法の詐欺罪とか証券取引法の中の規定を利用して罰則の適用ができるのでございまが、ただこの場合は、例えば捜査に入る場合でも裁判所の許可を得なきゃいけない。そういたしまして、その犯罪事実を疎明する事実をつかまなければいけないという結果、やはりその証拠をつかむまでの間に時間がかかるで被害が拡大しているというのが現状でございます。

今回の投資顧問法によりますと、開業規制については一見簡単な登録制度をとっておりますが、登録制度に登録をいたしました業者につきましては、これは常に記帳の義務、それからまたそういう書類の保管ないしは行政当局による立入検査といふようなものの受忍義務の規定をいたしております。若干でもそういう投資者被害につながるようなうわさその他がある場合でも、直ちに立入検査をして被害を未然に防止できるような形にいたしております。また、いろいろな規制につきましても、できるだけ外形的に把握できるような形で、そして外から見ておかしいと言えば直ちに業務停止なり登録取り消しというような行為がとれるような形を工夫をいたしたつもりでございます。

○青木茂君 どうも隠れみのというのが本当に國民を迷わすというのか、非常に民主主義国家においていけないですね。本来の目的を堂々と出せばいいのを何かにかこつけるということですね。

最後に大臣にちょっとお伺いしたいんですねけれども、大体政府はこの隠れみのというやつを余り文句を言う資格ないんですよ。これはまた蒸し返しの議論になりますけれども、大蔵委員会で幾ら議論をしても、税制調査会なるものが隠れみになっちゃって全然問題が進まない。それから各種の審議会というものが隠れみになってしまって

おりまでの、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○村沢牧君 国土庁が先ごろ発表した国土利用白書によると、地価はおむね安定傾向を続けていますが、三大都市圏と主要な地方都市は高騰しているというふうに言われています。とりわけ東京都心部の地価の高騰は異常であって、わずか二年間で二倍以上のところも多く、報道によれば坪当たり一億円を超える取引も出現をしているようあります。まさに地価狂乱であります。

国土庁はこのような異常な地価高騰の原因をどのようにとらえていますか。

○説明員(山崎皓一君) 私どもが調べました昭和六十一年度の地価公示によりますと、全国の全体の地価の上昇率は一年間に二・六%と極めて安定したものにはなっておきます。しかしながら、東京初め大都市圏におきましては地価の高騰が目立つております。特に東京の都心の商業地、俗に都心三区と云つておりますが、千代田、中央、港、三区の商業地は五三・六%、非常に高い上昇率を示しております。いわばそういうふうに地価の上昇は、全体的な安定と都心における高騰という二極分化を示しておりますところでございます。

その理由といたしましては、東京都心につきましては、特に商業地が、基本的には、我が国経済の国際化、情報化等に伴いましてオフィスの需要、事務所の需要が非常にふえている、こういったことによって価格が上がっているのではないか、かようと考えているところでございます。

○村沢牧君 国土庁は、東京都との間に土地高騰対策連絡会議を設け、とりあえず条例の制定などによって東京都の地価の鎮静化のための方策を打ち出しておりますけれども、土地の高騰は東京都のみならず周辺地域にも広がっているわけです。こうした状況のもとで、今まで政府がとつてきた方策だけで地価高騰がおさまることは思えないのではないかことを考えておりますか。

○説明員(山崎皓一君) ただいま申し上げました

ように、現段階におきまして特に地価高騰が目立っておりますのは東京都でございます。したがいまして、私ども当面の対策といたしまして、昨年の暮れ以来東京都と地価高騰対策連絡会議とい

ものを設けましていろいろ対策を検討してまいりましたわけでございます。その結果、先ほど申し上げましたように、この地価高騰の基本的原因といいたしまして事務所需要が旺盛だということがござりますので、それに対応いたしましたために新しい事務所用地の供給に努めていただく。さらにあわせまして投機的な土地取引の抑制。これは、こ

のように異常に高い地価の上昇率になつてしまひますとどうしても投機的な土地取引が出てくるということが懸念されるわけでございますので、そのため関係当局にお願いいたしまして金融上の措置を講ずるということを要請したところでございます。

それからまた、私どもいたしまして、東京都とともに土地取引の監視等の徹底に努めているところでございます。

それから東京都におきまして、現在国土法の届け出の対象となつておません小規模の土地取引につきまして、条例によつてこれを都知事に届け出させるという制度を創設する方向で現在検討中でございます。

今後とも、国土法的確な運用等によりまして、地価高騰が他地域に及ばないよう我々といたしましても十分に努めてまいりたいと考えております。

○説明員(山崎皓一君) 届け出の対象となつておられます面積が今のままでよろしいかどうかという点、あるいは國公有地等の扱いが今のままでよろしいかどうか、こういったことも当然検討の中には含まれております。

○村沢牧君 それはいつごろ結論が出る予定ですか。

○説明員(山崎皓一君) できるだけ早く結論を得たい、かように考えております。

○説明員(山崎皓一君) できるだけ早い機会と申しますが、現在私ども一応学識経験者の方に研究をお願いしております。その研究の成果というものは遠からずして出るというふうに考えておりま

まれておらない。今後こういう問題を含めて国土利用計画法の見直しあるいは改正すべきだと思われますが、どうなんですか。

○説明員(山崎皓一君) 御案内のように、国土利用計画法というのは、昭和四十年代の後期におきまして非常に地価が高騰いたしました際に議員立法によりましてつくられた法律でございまして、その法律の的確な運用によりまして適正かつ合理的な土地利用の実現が図られ、地価の安定に寄与してきたというふうに私ども考えておりまして、その根幹は今後とも維持していくべきものというふうに思っております。

しかしながら、今先生から御指摘もございまして、たように、現在のような情勢の中でこれが必ずしも十分に機能していいのではないかというような御批判もあるわけでございます。したがいまして、このような事態に適切に対応し得るような国土利用計画法の今後のあり方につきまして、現在私ども学識経験者の意見を徴しまして、中長期的な観点から、先生御指摘になりました点を含めまして、検討を行つておるところでございます。

それから金融機関の融資が土地再開発事業に積極的に貸し出しをするという、こういう金融貸出政策を見逃すことができないというふうに思ふんです。つまり、金融の自由化を控えてみずから領域を広げておこなうとする都市銀行の貸出競争が拍車をかけているんだと思います。

こうした問題について大蔵省はどのようになります。まだどういう指導を行つてきたのか、また今後どういうふうに対処をしようとするんですか。

○政府委員(吉田正輝君) 金融機関の融資に係る御質問でございます。

金融機関の融資につきましては、これはやはりみずからの経営判断において決定するのが基本でございますけれども、不動産融資につきましては、金融機関の公共性を十分自覚するようにならなければならないと

御質問でございます。

みずからの経営判断において決定するのが基本でございますけれども、不動産融資につきましては、金融機関の公共性を十分自覚するようにならなければならないと

御質問でございます。

でも対応するということですね、結果が出れば、方の検討でございますので、それを私ども行政的にどうこなしていくかということを今後検討させていただきます。

○説明員(山崎皓一君) これは一応学識経験者の意見を招かないように改めて指導いたしまして、指導をするとともに、不動産業者、建設業者向け土地開発融資の実情を把握するべく報告を定期的に徴求することにしたわけでござい

ます。

回の指導の趣旨を踏まえましてその公共性を十分自覚して適切な対応をしていくことを期待しているわけでございます。

○村沢牧君 大蔵省が注意を行ひ通達を出した。
そのことの成果が上がっているといふうに理解
しますか。また、通達によつて報告を徴す。報告
をただ受けるだけなんですか。受けてどういふ
うにしようとするんですか。

○政府委員(吉田正輝君) 半年ごとでござりますけれども、不動産業者、建設業者向けの土地開発融資の実行状況を徵求いたしまして、その動向を見てまいりたい。そしてもし仮にそういうような投機取引を助長するような動きが出てくる場合には、また再度この指導についての参考といたしたいというふうに考えておるわけでございます。
○村沢牧君 そのような手段を講じてもなおそういう不動産の投機的な動きが金融機関にある、そういう場合には指導するというのは、具体的にどういうことを考へておるんですか。

のあたりでござりますけれども、やはりこの融資に関連いたしまして土地融資の問題が社会的問題になったことなどもございます。そのときにも同様の報告を徴求しながら指導してまいったわけでござりますけれども、金融機関、これは公共性の強い機関でござりますけれども、やはり経営判断を伴う私企業であることには変わりはございません。でござりますから、そのような両方の観点を

踏まえながら、大蔵省としてはできるだけ影響力を行使しながらその自覚、良識を持つよう指導していく姿勢をとるというようなことになると思ふわけでござります。

公有地が、競争入札によつて公示価格の数倍に達するような価格で落札をされている。このことが実勢地価の上昇に拍車をかけている。私はこのことは事実だというふうに思うんです。民活の名のもとに有望な国有地の払い下げを今日まで野放しにした影響は極めて大きいと思いますが、どのようにお考えになりますか。

○國務大臣(竹下登君) 確かに、国土庁からお答えもあつておりましたように、いわば二極分化といふ言葉をお使いになつておりましたが、都心の値上がりといふのは、一つは私は金融の自由化、国際化でいっぱい外国の金融機関等も出てくるようになつたというのも一つの要素じやないかな、計算してみたわけじやございませんが。したがつて、それなりに金融機関の指導の立場にある私どもも責任があるような感じが一つございます。それは先ほど吉田銀行局長からお答えしたとおりでござります。

今おっしゃいました点につきましては、公用のものに対してもこれはあくまでも従来の原則に基づいて最優先する。がしかし、財政状態厳しい折、いわゆる極力財政収入の増加を図るということで仕分けをしてつくっているわけであります。それで、これは当然適正な段階で売れなきやならぬと思ひますが、会計法令等でずっとやつてゐますと、結果としてはいわゆる一般競争入札、こういうことになります。そこで、一般競争入札の中で可能な限り投機的措置が起らぬないようにということで、いわゆる所有権移転禁止条件、さらには、二年以内に建築物等の建設工事に着手し、五年以内に当該工事を完了すること等の条件を付することによりまして地価対策の面でも配慮しておるということになるわけであります。

それにもかかわらず落札価格は特に高いじやなります。これは言ってみれば、現実の需給事情を反映した公開の市場で適正に公正に形成された価格であるから、それをそのものはまた否定はでき

になっている国有地あるいは自治体、国鉄などの公有地が、競争入札によつて公示価格の数倍に達するような価格で落札をされている。このことが実勢地価の上昇に拍車をかけている。私はこのことは事実だというふうに思つてゐます。民活の名のもとに有望な国有地の払い下げを今日まで野放しにした影響は極めて大きいと思いますが、どのようにお考えになりますか。

○國務大臣（竹下登君） 確かに、国土庁からお答えもあつておりますように、いわば二極分化といふ言葉をお使いになつておりますが、都心の値上がりといふのは、一つは私は金融の自由化、国際化でいっぽい外国の金融機関等も出てくるようになつたというものも一つの要素じゃないかな、計算してみたわけじゃございませんが。したがつて、それなりに金融機関の指導の立場にある私どもも責任があるような感じが一つござります。それは先ほど吉田銀行局長からお答えしたとおりでござります。

公用のものに対してもこれはあくまでも従来の原則に基づいて最優先する。がしかし、財政状態厳しい折、いわゆる極力財政収入の増加を図るうことで仕分けをしてつくっているわけあります。それで、これは当然適正な手段で売れないやならないと思いますが、会計法令等ですつとやってみますと、結果としてはいわゆる一般競争入札、こういうことになります。そこで、一般競争入札の中でも可能な限り投機的措置が起らぬないようにということで、いわゆる所有権移転禁止条件、さらには、二年以内に建築物等の建設工事に着手を付することによりまして地価対策の面でも配慮しておるということになるわけであります。

共、公用の分等仕分けをしたものは可能な限り高く売りたいが、しかしそれでは周囲の地価を値上げする犯人とも言われるわけでございますから、いろんな条件は付しておる。しかし出てくる価格は、競争原理だからこれはいわば不当だとは言えない、こういうことになるわけであります。だから私どもとしては、そのジレンマと申しますか、そうした感じを持ちながら、例えて申しますならば、西戸山の土地などは、これは確実になつたわけですから、建設省なり国土庁なりの考え方の調和をどこに求めるかというので、随分苦心して値決めをしたということになるわけでござります。

したがつて、需給の上に決まつたものだから不適正であるとはもちろん言えませんが、可能な限り公正な環境だけはつくつていかなきやならぬ。時にジレンマを感じておることも事実でござります。

○村沢牧君 そういうジレンマの中から、国公有地に今回改正法案によつて土地信託制度を導入し、地価の顎在化を防ぐ、あるいは土地の有効利用に役立たせる、こういう趣旨であろうと思いますが、今後の国有地の活用は、せつかくこういう法律をつくることでありますので、この信託制度の利用を重点に考えていくのか。それとも、今後とも、売却価格の高額なことを財政事情もこれあつてねらつて、競争入札による売却を続けていくつもりなのか。その基本的な考え方について伺いたい。

○国務大臣(竹下登君) まず原則は先ほど申し上げたとおりでございますが、そのとき仮に都心部に我が方の土地があつて、それが都市再開発とかいうようなことになっておる場合には、これは信託なんというのは一つのいい考え方だなど私直感的に本當は感じておりますし、どちらかといえども、信託が現行法のままでできないものかというふうなことを事務当局に検討してもらうようにしまつた。が、これはもう検討するまでもなく、信託な

ない。実際問題私どもとしては、財政当局は公共、公用の分等仕分けをしたものには可能な限り高く売りたいが、しかしそれでは周囲の地価を値上げする犯人とも言われるわけでございますから、いろんな条件は付しておる。しかし出してくる価格は、競争原理だからこれはいわば不当だとは言えない、こういうことになるわけであります。だから私どもとしては、そのジレンマと申しますか、そうした感じを持ちながら、例えて申しますならば、西戸山の土地などは、これは確実になつたわけですから、建設省なり国土庁なりの考え方の調和をどこに求めるかというので、随分苦心して値決めをしたということになるわけでござります。

したがつて、需給の上に決まつたものだから不適正であるとはもちろん言えませんが、可能な限り公正な環境だけはつくつていかなきやならぬ。時にジレンマを感じておることも事実でございます。

○村沢牧君 そういうジレンマの中から、国公有地に今回改正法案によつて土地信託制度を導入し、地価の顕在化を防ぐ、あるいは土地の有効利用に役立たせる、こういう趣旨であろうと思いますが、今後の国有地の活用は、せつかくこういう法律をつくることでありますので、この信託制度の利用を重点に考えていくのか。それとも、今後とも、売却価格の高額なことを財政事情もこれあつてねらつて、競争入札による売却を続けていくつもりなのか。その基本的な考え方について伺いたい。

○国務大臣(竹下登君) まず原則は先ほど申し上げたとおりでございますが、そのとき仮に都心部に我が方の土地があつて、そこが都市再開発とかいうようなことになっておる場合には、これは信

んというのは全然觀念しない法律になつておるわけでござりますから、したがつてこれは、国有財産法を改正して、土地信託制度の導入によつて国有地の管理、処分の手段の多様化を図つて国有地の一層の有効活用と処分の促進等に資することを目的とするということでお願いをするが、しかし、国有地の管理、処分の方針を変えるということではないし、公共、公用がまず優先だよということでもってこれに対応しよう。

さて、そうなりますとどういうことになるかといいますと、実際問題初めてのことでございますから、後から中田次長がいろいろ御質問に答えると思いますが、どういうところからやるかということになりますと、当面はいわゆる税金の物納をしてもらいまして、そういう土地が大層ござります。その上に建物が建つております。したがつて、それは国が物納してもらつて、その上屋に貸している、貸し付け中の物納財産、こういうことにならうかと思ひますので、具体的な事例があるかどうか、これはこれから検討をするわけでござりますけれども、まずは一番最初気がつくのは、各地に点在しております物納財産というものではないかというふうに考えております。

しかし、これ以外で信託を活用できないかどうかというのも、これは法律が施行されると当然検討していく。今漠然とこれだなというものが念頭にありますのは、物納財産というのが一番取つつきやすいことではなかろうかな、こういう感じがしておるところでございます。その他、その後で出てまいります、いわゆる市街地開発事業等が予定されておる中に国有地がたまたまございますとかいうようなものも信託することによって実際は恐らくこれは円滑に進んでいくのだろうと思ひますが、例えばここでござりますというところまではまだお答えするほどの十分な調査は行っていない、こういうことでございます。

れるとしてこの改正案が提出された。しかし、国有地を処分する場合においてはなるべく高く処分して財源を求めたいというのが先になるわけでした、これは特別会計に所属する国有地についてもそうだと思うんです。したがって、こういう信託法をつくったとしても、競争入札によって高く売った方がいい、そういう観念があるとするならば、一体何のためにこんな法律をつくったかということにもなるわけです。

ですから、これから国有地の処分というのをまずその土地が信託に該当するのかどうか、適用できるのかどうか、そういうことを検討して、信託でやれることはなつたら信託を優先する、そういうお気持ちになるのか。信託法はできだけれども、今までと同じように土地を売却していくのか。その辺はどうなんですか。

○政府委員(中田一男君) この改正案の御審議をお願いいたしております趣旨をもう少しお話をしました方がよかつたのかもしれませんが、御案内のとおり土地の信託は比較的新しい制度でございまして、二年前に民間で第一号の契約ができて、この二年間に三百件ばかり民間で契約ができるようになりました。

言うなれば、土地信託という制度も一般の社会で市民権を得てきたといふうな情勢の変化がござります。私どもも、この制度を国有地の管理、处分のこれまでの方針と比較しましてどういうふうに位置づけられるのか、国有財産中央審議会に諮問をいたしまして検討をしていただいたわけでございます。

それで、国有財産の管理、処分の基本方針は、先ほど大臣からお答えいただいたとおり、公用、公用とすることを優先にしながらも、今後國が使う当のない土地、國で利用する予定のない土地についてはこれを処分する、そして財政收入に寄与するということでやってきておるわけでございますが、中央審議会でもこの従来の基本方針と土地信託制度の関係について議論がございました。

例えば、今御指摘のありましたように、売るか

有地を処分する場合においてはなるべく高く処分して財源を求めたいというのが先になるわけでした、これは特別会計に所属する国有地についてもそうだと思うんです。したがって、こういう信託法をつくったとしても、競争入札によって高く売った方がいい、そういう観念があるとするならば、一体何のためにこんな法律をつくったかということにもなるわけです。

ですから、これから国有地の処分というのをまずその土地が信託に該当するのかどうか、適用できるのかどうか、そういうことを検討して、信託でやれることはなつたら信託を優先する、そういうお気持ちになるのか。信託法はできだけれども、今までと同じように土地を売却していくのか。その辺はどうなんですか。

○政府委員(中田一男君) この改正案の御審議をお願いいたしております趣旨をもう少しお話をしました方がよかつたのかもしれませんが、御案内のとおり土地の信託は比較的新しい制度でございまして、二年前に民間で第一号の契約ができて、この二年間に三百件ばかり民間で契約ができるようになりました。

言うなれば、土地信託という制度も一般の社会で市民権を得てきたといふうな情勢の変化がござります。私どもも、この制度を国有地の管理、处分のこれまでの方針と比較しましてどういうふうに位置づけられるのか、国有財産中央審議会に諮問をいたしまして検討をしていただいたわけでございます。

それで、国有財産の管理、処分の基本方針は、先ほど大臣からお答えいただいたとおり、公用、公用とすることを優先にしながらも、今後國が使う当のない土地、國で利用する予定のない土地についてはこれを処分する、そして財政收入に寄与するということでやってきておるわけでございますが、中央審議会でもこの従来の基本方針と土地信託制度の関係について議論がございました。

例えば、今御指摘のありましたように、売るか

あります。

うかという御議論もございました。しかしながら、一つは、國が使う当のない土地でございまして、これは特別会計が信託という手法を通じて一種の貸しビル業をやつておる、あるいは貸しマンション業をやつておるというような感じにもなりかねないので、そこまでいくことはどうなんだろうかという議論もありました。國が信託をする以上、やはりその事業というのはそれにふさわしいものというふうに考へる必要があるんじゃないかという御議論もありました。それからまた、現下の財政収入というところからいいますと、やはり処分をして税外収入を上げるということが大事だという点もございます。

したがって、私どもが信託を導入したいといふのは、売るかわりに信託をしたいというよりも、信託というのは従来の売却とか貸し付けとか、こういった管理、処分の手法がない特徴を持つておる。その特徴を生かしたいということでござります。

それで、この信託の制度ができるはどういうことが可能になるかというので検討をしてみました。が、例えば十年先にはこの土地は國が使いたい、十年間は未利用のまま放置されておるというような状況の場合、その土地がいい場所にありますればそれを駐車場にするとか、あるいはグラウンドにするとかテニスコートにするとかといふような形で利用しておいて、十年たつたら國が自由に利用できる。そういうことで信託という手法は可能になりますし、また、都心部にあります行政財産で、低層の利用になつておりますものを高層にして、必要な部分はみずから使う、必要でない部分は管理運用するといふことも可能になつてくる。こういうことで、信託という手法が可能であれば、いろいろ国有財産の管理、処分を有効活用を図りながら、また一方では物納財産のように

あります。

うかという御議論もございました。しかしながら、一つは、國が使う当のない土地でございまして、これは特別会計が信託という手法を通じて一種の貸しビル業をやつておる、あるいは貸しマンション業をやつておるというような感じにもなりかねないので、そこまでいくことはどうなんだろうかという議論もありました。國が信託をする以上、やはりその事業というのはそれにふさわしいものというふうに考へる必要があるんじゃないかという御議論もありました。それからまた、現下の財政収入というところからいいますと、やはり処分をして税外収入を上げるということが大事だという点もございます。

したがって、私どもが信託を導入したいといふのは、売るかわりに信託をしたいというよりも、信託というのは従来の売却とか貸し付けとか、こういった管理、処分の手法がない特徴を持つておる。その特徴を生かしたいということでござります。

それで、この信託の制度ができるはどういうことが可能になるかというので検討をしてみました。が、例えば十年先にはこの土地は國が使いたい、十年間は未利用のまま放置されておるというような状況の場合、その土地がいい場所にありますればそれを駐車場にするとか、あるいはグラウンドにとておるといふことで仕事をしておるわけですから、これが相手のいることですから、いい場所について合意があればそういうことで処分が進んでいくことがあります。しかし、この手法があれば、我々が底地権を出す、相手方が借地権を出すという形でそこに高層の住宅を建てて、国はその持ち分を得るというようなことは可能になつてしまります。これは相手のいることですから、いい場所について合意があればそういうことで処分が進んでいくことがあります。

○村沢牧君 国有地に信託制度を導入するということは、やはり民活といふ時代ですから、このことは、やはり民活といふ時代ですから、この構想が出てきたことだとと思うんです。

中曾根総理は昨年の本院予算委員会で、土地信託についてぜひやりたいという前向きな発言をしているわけです。また自民党的政策首脳も最近、民活導入のために國公有地売却が地価上昇の引き金になつてはならないとして、當面国有地の売却を控えて、そのかわりに土地信託制度によつて國公有地を活用すべきである、こんな報道もしてい

ます。

東京都二十三区内、先ほど二千二百件と言いましたが、二千四百件ばかり物納財産で貸し付け中のものは都内に二千二百件ぐらいございました。それから御答弁がありましたように、まだここが第一号になるだろうというところまで信託まつた案件はございません。

○村沢牧君 民活民活といふ時代ですから、この法案が成立したならば、今東京都にもお詫がつたようになります。それを信託に、まあ相手もあることですが、これらあたりがまず第一号の候補にならうかと思います。

東京都二十三区内、先ほど二千二百件と言いましたが、二千四百件ばかり物納財産で貸し付け中のものがございますが、これらあたりがまず第一号の候補にならうかと思います。

○村沢牧君 民活民活といふ時代ですから、この法案が成立したならば、今東京都にもお詫がつたようになります。それを信託に、まあ相手もあることですが、これらあたりがまず第一号の候補にならうかと思います。

○政府委員(中田一男君) 先ほど来申しましたように、私どもも一番この信託の手法がますなじみやすいものはとはと考えますと、市街地再開発のような、先ほど大臣から御説明いただいたような事業が一番いいんだろうと思いますが、これまた実際には能動的にやっていくといふ点では、この物納財産あたりを有効利用を図りながら処分を促進していくといふことは民活の趣旨にもかなつたことだと思って、現在検討しておるところでございま

二十一

○村沢牧君 国有地で信託の対象になるのは、大蔵省が管理している国有地あるいは特別会計等でやっている、いろいろあらうと思います。ちょっと一点だけ伺つておきたいんですけども、都心部にある施設を郊外に移転して、日赤施

の敷地売却代金などを財源にして新たな土地や施設を取得する場合、特定国有財産整備特別会計、こういう制度がありますね。今国有地のあり方や売却が注目され、信託制度を導入しているという、今日、国有地を一般会計から切り離して、新たに各省庁なりの所管する特別会計として施設整備をしていく制度、これを今後とも拡大していく方針であるのか、そういうことが望ましいかどうか、これは大蔵省の基本的な考え方を伺つておきます。

できまして、これにのせて、例えば筑波大学の移転なんかもやられてきたわけでございます。この制度は、基本的には、今御指摘ありましたように、国の府省等を集約、立体化し移転再配置をやつしていくということで、一方では国の施設を新しく取得するとともに、一方ではその財源をみずから努力で賄つておるというふうな制度でございまして、各省庁ともみずから計画を持つて大蔵省

○村沢牧君　そこで、具体的な事例について、これは大臣にお伺いしたいんです。
新聞報道によれば、防衛庁は自衛隊施設整備特別会計、こういうのを新たにつくることの検討を進めているようなんです。そのねらいは、例えば六本木の庁舎を売却して他に移す、そして新しい施設をつくってなお売却益が出来ますから、それを他の施設整備に使用したいというような意向だ。
こうなると、防衛費の一〇%問題とも関連が出てくる。こういうことを例えれば防衛庁がやるとするならば、一〇%問題のしり抜け行為になる、一〇%の間もこの特待会計は大いに活用してまいりたいと考えております。

のすき間はさりぎりのところにきていますから。

○國務大臣(竹下登吉) 六本木を売つて民話で可
こういう施設費を特別会計にして、一般会計から防衛省の特別会計にしてやつていいかどうか。
これは大臣の考え方はどうですか。

かをつくり、それの売却収入で市ヶ谷へ持つて、いつて何か一緒にするというような話を私も聞いたことがござりますが、その場合は、その建築費

は防衛費としてカウントされた場合、財源はいはずれにせよ、ちょっとそこらが私の不勉強でござりますので、今の持合会計そのものの場合の

防衛費のカウントの仕方がどうなるかということは、今定かにお答えする自信がございません、仮定の事実といたしましても、次長から正確なる答

○政府委員(中田一男君) 今特会計でも防衛庁の事業が年ごと一件づらへてありますけれども、えをさせます。

極めて少額なものでございます。

も、恐らく、膨大な資金が要る所したら、みずから努力でその原資を貯めたいというようなことが、ちょうど持待会計の考え方と同じようで、整

備をしていくのに膨大なお金がかかるのであれ
ば、防衛庁自体の自助努力でその原資を賄いたい
というふうな考え方方が基本であるんではなかろう

かと推測される次第でございます。

会計から分離して、施設は特別会計でやるんだ、いいところの土地を売つてもうかる、新しい土地を買う、そんなことができるわけです。その他の

施設整備もその特別会計でやっていく。つまり一般会計とはやっぱり分離してくるわけですね。そういうことが私が指摘したような問題の一つの

り抜けになつてくるんではないかということなんです。大臣おわかりになるでしようか。

つた場合、いわば一般会計における防衛費の外に

出て、一%とかいう問題の議論の外へ行っちゃう、そういうことは今御指摘を受けて、私もそれは理解のできる話でございますが、一%問題をしり及さざりこちて考むに難易である、二つは理解

「おまかせください。おまかせください」仕方が私に全くなかったのですから、その辺はもう少し詰めさせていただきます。

考究方が基本にあつたらいけないというふうに思うのですが、どうなんですか。

(自殺力目録) 特許全書の存在は認めることにいたしましても、基本的に一%なら一%という、あるいは一%でない場合も、我が方の予算の

根魚男本多源としのものも別にござりますから
そういうものから逃れるための物の考え方としては
私もいただける考え方じゃないというふうに思いま
す。

○村沢牧君 そこで、政府は、行革審答申や国鉄監理委員会の答申を尊重して行政改革や国鉄再建を行なうといふことをつておきましたが、行

を行ふといふふうの言つておりますけれども行
革審は、例えば国有地特別会計に関係する土地に
ついて総点検をして売り払い促進を図れ、こうい
う旨旨をして、國民監督委員會、國務大臣

の売却を求めているわけですね。いずれもこういうところは信託なんというの全然頭にならないわけですね、今つくる法事ごから頂くよいかと聞いて

いけれども。こういうことについてだつて、民活する場合において信託制度を導入した方がいいのかどうか、そのことをつぱり検討してみる必要

（政府医官）（中田一郎君）　見王（みわ）の御医（みけい）のうなんですか。

（西田一男著） 現在私どもが丘陵地帯
土地として選定をし、売却しております土地は、
大部分が、先ほど来議論になつておりますよう
て、古い守貢、古い看守が改正どころ。
（西田一男著）

古い有能な者をしておる 手本を
一方所にまとめて高層化する。そこであいてきた
土地を国が使うかどうか、地方公共団体で使いた
い希望があるかどうかと、ということをチェックして
つて、ここは國にして使う当たるへんへんへんへん

のを民間に売却していくくという手順を踏んで仕事を進めておるわけですが、こういった更地の信託につきましては、初めに信託ありきということではなくて、やはり売却をしていくという従来の国有財産の管理、運営の基本方針は今回の法律導入につきましても一応変えない。しかしこの信託といふものは活用できる範囲では活用していくたいというふうに思つておる次第でござります。

行革審等で言われておりますポイントは二つあります。一つは、国有財産を有効に使いなさい、非常に未利用だとか非効率な利用にほうつてあるのがいけませんよという趣旨でございます。これについては、実は五十四年、五十七年、五十九年といふように全国の行政財産、大きなものについて実態調査をしてきました。そして、利用状況の低いものについてははどうやつてその利用度を高めていくか、集約一体が可能か、移転が可能かといふうことを探討してきましたが、そういうことは今後とも続けていきたいと思っておりますし、その結果出てきた土地については、くどいようですがれども、公用、公共用優先という姿勢を保ちながらそれを追及していくますけれども、国等で使う予定のないものはやはり売却をやってまいりたいという気持ちは持ち続けておるわけでございます。

○村沢牧君 せっかく信託法をつくるんですから、売却することはわかるけれども、売却する土地について、国で使う必要のない、民間に売つてもいいところ、それを信託に該当する場合は信託でやらした方がいいのかどうか、せめて検討ぐらにしてやらなきゃ、全然こんな法律つくつたって意味ないんですけれども、どうなんですか、やる気持ちあるんですね。

○政府委員(中田一男君) 先ほどお答え申し上げましたように、中央審でそのことも一応検討していただいたわけでございます。実際には信託に向く土地というのは極めて限られておると思います。民間の場合も三百件の契約が出ておりますが、概して、都心部にある非常にいい土地でない

たように、相当の行政的決断を要した判断で外国銀行の参入を今回限りということで認めましたので、今後の内外の参入につきましてはやはり相に慎重な配慮が必要である、慎重な検討が必要であります。というふうに考えておるということでござい

ます。

○國務大臣(竹下登君) これは、いわゆる中曾根・レーガン会談から日米円・ドル委員会等を通じまして出てきた問題でございます。

百も承知でお話しのこととございますが、日本は八つござりますけれども、一つは兼営しておるわけです。これはいろんなきさつでそうなったんだどうございます。一つだけは兼営して、あとは信託専門銀行。例えばアメリカは銀行であれば信託はできるのですから、したがって日本は信託銀行という、言ってみれば日本の伝統の中において位置づけされた特殊銀行として存在し、ほかの国は信託兼営しておるというのが当たり前である。それを信託を認めないのはいわば国際化で、今のところ先進国全体の話し合いで八対九でそこと妥協したわけです。

今後どうかといいますと、外國さんも、さはさりながら出てみて、それは新しい市場でございますから、そう早速に業績がどう上がるといふものではない。向こうは日本の年金が魅力でございますから、一番余計たまつておる国という意味において。したがって、一件落着して皆よかつたよかつた、こういうことになつておりますので、今のところ、さらにやれといふ考え方方は私は出でこないだらう。ただ、長短分離とか、信託は兼営にするとか、いや証券会社も銀行も一緒にしてしまえとか、そういう議論は別途存在しますけれども、

今の場合、外銀の一〇〇%出資の信託がこれ以上要求されるという環境にはない。大体整理して、ことしの五月に全部免許がおりて一件落着というところでございますから、今のところはまあまあところやつておればいいんじゃないかな。随分こ

れは当局も苦労してくれた課題でございます。

○村沢牧君 わかりました。国内の企業を守るために、信用秩序を維持するためにも頑張つてくれます。

行う事業は、国の事業そのものではないけれども、もとは国有地である。それから、利益の一部を信託配当として国が受け取る。そして信託終了後は信託財産は国に返還されるということである

ので、受託者が行う事業はおのずから限界がある。すなわち、テナントはどんな仕事をやってもどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(中田一男君) その点は審議会でも同じような議論がございました。国が間接的にやつているというふうに受け取られるので、事業自体には十分注意して行うようにという留意事項がついてござります。例えば、国有地を売却する場合でも、一般競争入札で売る場合でも、場合によつては風俗営業等には使わないのだというふうな条件をつけたりいたしております。

そういうことでございまして、当然、国が信託に出す場合、特に管理型の信託の場合はずっと国が後ろで持つていて、うことは十分注意してまいらなければならないと思います。

○村沢牧君 例えれば国有地に信託で建物をつくる、テナントが風俗営業なんかをじゃかじゃかやつておつたらこれは評判悪くてしようがないですよね。何かこういう規制とか、そういうものをつくつたらいけないというようなことをどこか契約の中ではつきりするとか、あるいはまた政令なんかではつきりするとか、そういうことをやるんですか。

○政府委員(中田一男君) 政令で縛るということについて、一件落着して皆よかつたよかつた、こういうことになつておりますので、今のところ、さらにやれといふ考え方方は私は出でこないだらう。ただ、長短分離とか、信託は兼営にするとか、いや証券会社も銀行も一緒にしてしまえとか、そういう議論は別途存在しますけれども、

この財産を引き取るかどうかという際に、もし引き取るのであれば、予算措置を講じて、そういう形態の中でも書き込んでいくことが必要だろうと思います。土地につきましては御案内のとおり一つ一つの土地が非常に個性が強い、個別性が強い

わけでございますから、やはりその土地を見た上

でそういうことを考えなきゃいかぬということになりますので、政令で縛るというよりは一つ

の契約の中で縛つていく。しかも、その契約内

容自体は国有財産審議会にお諮りしまして、皆さ

の目にディスクローズをして、いいか悪いかと

どういうふうに考えておられますか。

○政府委員(中田一男君) その点は審議会でも同

じような議論がございました。国が間接的にやつ

ているといふうに受け取られるので、事業自体

には十分注意して行うようにという留意事項がつ

いてござります。例えば、国有地を売却する場合

でも、一般競争入札で売る場合でも、場合によつ

ては風俗営業等には使わないのだというふうな条

件をつけたりいたしております。

そういうことでございまして、当然、国が信託

に出す場合、特に管理型の信託の場合はずっと国

が後ろで持つていて、うことは十分注意してまいらなければならないと思います。

○村沢牧君 例えれば国有地に信託で建物をつ

くる、テナントが風俗営業なんかをじゃかじゃかや

つておつたらこれは評判悪くてしようがないです

よね。何かこういう規制とか、そういうものをつ

くつたらいけないというようなことをどこか契約で債務を弁済して残つたものを国が受益権として引き取る、こういう形になろうかと思います。もとに、国有地からそれによって収益を得ようといふ目的もあるわけです。しかし、今お話をあつたように損をする場合もある、負担をしょわなければならない場合もある。そういう場合のために、國は國庫債務負担行為として財政法の規定するところによってあらかじめ国会の議決等を経ておく必要があるんではないかと思ひますが、その辺はどういう解釈をしたんですか。法制局はどういう関係を持っているんですか。法制局呼んでありますか。

○政府委員(中田一男君) その辺につきましては

法制度等ともよく御相談をしたところでございま

す。

国有財産法は、国有財産の管理、処分の各手続

については一般的な要件や手続を定め、具体的な

管理、処分については行政府の責任において執行

されることとし、個々に国会の議決を要するとい

う法律構成はとつていないとございます。

例外的に国会の議決を要するものとして、国有財

産法十三条で、公園緑地を用途廃止する場合ある

いは皇室用財産として寄附受納をする場合等の規

定を設け、これらは議決を要しますが、それ以外

は管理、処分については議決を要さないというこ

とにしておるわけでございます。

信託につきましても、国有財産法上の処分の一

くいう形に法体系がなつておるわけでございま

三

特に、国庫債務負担行為に当たるかどうかとい
う点につきましても議論はさせていただきまし
た。ごくごく簡単に申しますと、国有地信託の場
合、事業を行うための資金の借り入れですとか、
あるいは負債の一番大きなものは、まず事業を行
う場合に建物を建てる、そのため借り入れをし
なきやいかぬというようなことがあります、
この借り入れは受託者が行うものであり、国が直

接行うものではない、したがって、この借り入れについてではなく、予算措置を講じておく必要はないというふうな解釈で、今のように議決にかかわらずしめずにやつていくという法体系をとらしていただいております。

有財産中央審議会の答申は、国有地の売り払いまたは貸し付けと同様の方式、すなわち公共性、經濟性を確保する観点から競争入札を原則とし、一定の要件に該当する場合に限つて随意契約によることが望ましい、こういうよう言つているわけです。また会計法二十九条の三は、国による契約の締結は原則として一般競争入札によるべきである、こういう規定があります。信託の場合には競争入札というのが非常にやりにくいんではないかと思ひますが、現実的にはどのような方法をとるんですか。

○政府委員(中田一男君) 確かに、売却のようになります。しかし、価格がはつきりしておるものと違いまして、信託の場合は、例えば受益予想配当額といいましても、これは予定でございますし、信託報酬といいましても、これはその収入いかんによつて変わつてくるというふうな側面もありますので、なかなか売却の場合に比べると難しい側面はあらうかと思ひます。

しかしながら、法律の二十九条の六の第二項にありますように、価格のみで入札による落札者を決定できない場合でも、価格その他の条件で競争に合うようなものを見つけてやつたらどうかという考え方のございます。したがいまし

て、信託配当の見込み額だけでいけなければ、信託報酬あるいは信託財産が借り入れようとしておられます資金の借り入れコストその他管理経費、こういったものの中身をやはり出していただいて、それで一番有利なところと契約するというふうな形で、できるだけ競争原理を働かして契約していただきたいなというふうに考えております。

○村沢牧君 できるだけ競争原理を働かされるけれども、しかしやり方としては随意契約みたいな形になる。その場合、先ほど申しました会計法三十九条三の四との関係はどうなるのか。

○政府委員(中田一男君) 私が今御説明いたしましたのは、会計法の二十九条の三の第一項で「公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならぬ」この規定をベースに置きまして、そういう競争入札を実施した場合の落札者の決定の仕方としましては、二十九条の六に掲げられておりますが、二十九条の六の第一項が純然たる競争で、第二項に、価格のみで落札者を決めがたい場合には、「政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものを持つて申込みをした者を契約の相手方とすることができる」という規定が会計法の二十九条の六の第二項にあるわけでございます。

これも競争入札の一事例というふうに考えられるわけですが、それで具体的には予決令の九十一条にございます。契約担当者は、「各省各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをつて申込みをした者を落札者とすることができます。」ということをございます。信託で具体的に事業をやる場合に資金を持つてくる。例えばその資金の金利を自分はこれだけ低い金利で調達できるといふことも考えられるわけでして、そういうことを一つの基準に決めていけば、これは随意契約ではなくて競争契約の一つの形で処理ができるのではないか

かと思つております。
できるだけそういう意味で競争原理を働かせて契約をするように努力していきたいと思つております。
○鈴木一弘君 早速法案から入つていきたいと聞いていますが、国の普通財産でございます土地に今回土地信託制度を創設する、そうしなきやならないという理由。今の村沢委員の質問を伺つて、いと、土地信託をする場所が非常に少ないみたいない言い方でございまして、何だかこの法案はつくづくても役に立たないのかなという感じを受けたんですが、いずれにしても創設しなきやならない理由。

そして、今回この法案を直しておりますが、なぜ一部改正をしなきゃいけないのか。現在の国有土地の管理運営に支障があつて不十分だ、こういうことからこういう信託制度ができるといったのがあります。あるいは國の持つている遊休地、そういう遊んでいる土地を何とか管理運営するに当たつて民間に委託あるいは信託をする、任せなきやならぬい、そうしていくということをやらなければならぬないということになるわけですけれども、信託でなくて、今までいろいろござりますように、もつともつと有効活用をうまくできるんじやないかと思うんですけれども、その辺のところをまず最初に伺っておきたいんです。

○政府委員(中田一男君) 信託には、管理型の信託と処分型の信託と大きく分けて二つあるかと思います。管理型の信託ですが、例えば貸し付けでございますとか管理委託でございますとか、在来型のそういう手法と比較的似たような面もございます。例えば貸し付けに比べて信託はどのような特徴があるかというと、土地を貸す、その上に建物が建つ、そうしますと、その建物は相手方の建物ということになりますので借地権が発生して、長い年月のうちに経済的価値も相手方の方に行きますし、また国がその土地を利用しようと思つても排除することは非常に難しい。それに比べまして、信託でございますれば、仮にその上に

建物を建てて利用するとしても、その建物は信託財産自体の所有でございまして、言うなれば国の所有ということですから、借地権を発生しない。借家権は発生する。しかし、借家権の方は借地権よりもはるかにハンドリングが容易であるというような特徴はあるうかと思ひます。

また、管理委託のように、現在でも地方公共団体等に観前(現)の国有地を管理委託という形で駐車場に使っていただいているというような例もございます。こういったものは比較的私どもはある年限利用しようということで信託に任じむという例で説明しておりますものに近いと思ひますけれども、管理委託はあくまで消極的でござります。それに対して、信託の方は少しでも収益を上げただいうふうな積極性があるところが違おうかと思ひます。

それから処分型の信託でござりますと、これは、先ほど御説明いたしました物納財産なんかで、相手方に買ってほしいといつても相手方は資力がないから買えない、しかし信託という手法を通すれば、両方で信託に出して大きな建物にして、持ち分を分け合って、そして処分するということは可能になる。これは国有地の有効活用という点でもプラスですし、あるいは処分の促進という点からもプラスになるわけでございます。

さらに、民間におきまして信託制度が非常に普及してまいりまして、市街地再開発事業を信託手法でやろうというふうな相談はあるようでございます。まだ実際に実ったものはないようですが、だれかにそれを買っていただいて逃げなきゃいけない。しかし、この法律ができれば、国もその再開発事業に参加をして、国有地を信託に出して、完結したものの中から持ち分を取得して、それを利成したものをの中から持ち分を取得して、それを利かないしは処分できるということです。開発利益も

國が手にすることはできるわけでござりますか
ら、現行の国有財産法で困るというか、これがな
いと非常に困った事態にあるというふうには認識
いたしておりませんけれども、市街地再開発事業
なんかは場合によつては困った事態になる可能性
があるということございますし、その他の事例
につきましては、こういった手法があればより一
層国有地を有効に活用しあるいは処分の促進を図
る上で役に立つ、こういう観点から法改正をお願
いしているものでございます。

○鈴木一弘君 法案の信託というものは、国有財產
法の第二十条の改正になつてゐるわけですからど
も、二十一条一項のこと、それから地方自治法で
言えば第二百三十八条の五の第一項、同じことが
あります。この二十条に現在まで、「売り払い」で
あるとかあるいは「これに私権を設定することができます」、と言つて、普通財産に対する私権の
設定を言つてゐるわけです。そういうことから考
えますと、その私権の設定の中に信託は含まれ
る第二十条で信託ができるなんて見えないで、こ
の信託をする場合はどうこうすべきだといふ
縛りを入れる方がいいんじゃないかという感じが
するわけですね。なぜこういうことが必要なんですか。
この第二十条だけでもつて今までのとおり
信託できないんですか。

○政府委員(大出岐郎君) 現行の国有財産法の第
二十条の第一項でございますが、これは、國が行
うことのできる普通財産の処分等の方法につい
て、貸し付けとか交換、売り払い、譲与、私権の
設定というような形で具体的に規定をいたしてお
るわけであります、この中には信託ということが
は明記されていないということであります。また、
この貸し付けとか交換とかあるいは譲与とか
いうような用語についてであります、これらに
つきましては、これらの概念に信託というものは含
まれないということは明らかであると思ひます。
次に、売り払いということであります、ここ
で言うところの売り払いといいますのは、国有財
産を三十一条第一項などの規定で、「普通財産の
信託」は「當該財産の引渡し前にこれを納付さ
なければならぬ」というような規定ぶりが
あるところからも明らかであると思ひます、専
ら売買契約に基づく譲渡を意味するものと解され
るわけであります。

今お話しの、私権の設定という言葉があつたわ
けでございますが、この私権の設定ということに
つきましては、国有財產法第二十条一項の規定の
場合におきましては、「これに私権を設定する」と
いうふうに書かれておるわけであります。このこ
とからも明らかかなようだ、「これに私権を設定す
る」すなわち普通財産に私権を設定するとい
うような趣旨であります、國が所有権を有する財
産の上に地上権だとかあるいは地役権だとか、そ
ういうような用益権等を設定することを意味する
ものというふうに解されるわけであります。

このように見てまいりますと、売り払い
とかあるいは私権の設定という概念は含まれ
る以上のような考え方であります。そこで
いう言葉を二十条の中にも盛り込むということに
いたしましたわけであります。

○鈴木一弘君 今までの法律で書かれている、今
言われた交換とか売り払いとか譲与、こういう國
有財產法第二十条第一項に掲げている行為が一つ
の例示である。信託というのははつきり所有権が
受託者に移転するということになるわけですか
ら、そういう点から考えても、今まで述べられて
いたのが、ただそれだけを取り上げられて、大
変厳しくその中には信託の概念は入らないような
お話をあつたんですが、これは一つの例示であ
るという説があるわけです。それから見ると改
正しなくともできるんではないかとうふうに思わ
れるんですが、その点はどうですか。

○政府委員(大出岐郎君) 先ほど申し上げまし
たように、国有財產法二十条第一項におきまして

産法の三十一条第一項などの規定で、「普通財産の
信託」は「當該財産の引渡し前にこれを納付さ
なければならない」というような規定ぶりが
あります。この二十条第一項の規定といふのは、
普通財産の管理、処分に適正を期する、こういう
見地から普通財産の管理、処分機関が行うことの
できる管理、処分の態様をいわば明らかにした規
定である、こういうふうに考えられるわけであります。

今お話しの、私権の設定という言葉があつたわ
けでございますが、この私権の設定といふことに
つきましては、国有財產法第二十条一項の規定の
場合におきましては、「これに私権を設定する」と
いうふうに書かれておるわけであります。このこ
とからも明らかかなようだ、「これに私権を設定す
る」すなわち普通財産に私権を設定するとい
うような趣旨であります、國が所有権を有する財
産の上に地上権だとかあるいは地役権だとか、そ
ういうような用益権等を設定することを意味する
ものというふうに解されるわけであります。

以上のような考え方であります。

○鈴木一弘君 普通財産については、これはいわ
ば私産であつて、そして本質的には私法の規律を
受ける、公法上の法律關係は生じないというこ
とに至つておるわけです。

これは最高裁の第三小法廷で昭和三十五年の七
月十二日にあつた判決、これも、納税のために物
納された土地を大蔵大臣が払い下げる処分は、私
法上の売買であつて、行政処分ではないというこ
とです。それから同じく四十一年十一月一日の同
じ第三小法廷での判決では、國の普通財産の売却
代金の債権は、会計法第三十条に規定する五年の
消滅時効期間に服さない。つまり十年あるとい
うことを言つておるわけですね。

こういうふうに見ますと、今の御答弁だったん
ですが、法案の国有地の信託についても、國と受
託者との間の私法上の行為として、民法その他の
私法の規定の適用を受けるということになれば、
何もここでわざわざ信託という言葉を使わなくて
は考へておる次第であります。

○鈴木一弘君 大分これは二十条第一項の規定の中
に問題になつたところのようでござりますけれど
も、本当にたつて間に合つけれども、今の答
弁のように無理やりでもはつきりと認めてお
きたいということで明示をされたんじやないか
と、ざつとばらんに言えばそういうことじやない
かも、この辺はこれで了としておきましたよ、はつ
きりさせておけばよろしいですか。

國有財產についての信託制度を設けた。いろい

は、貸し付けとか交換とか売り払い、譲与、私権
の設定、こういう言葉が規定をされておるわけで
あります。

○政府委員(大出岐郎君) 国が普通財産を管理、
処分をする行為それ自体につきましては、これは
私人がその私有財産というものを管理、処分する
行為と本質的には、原則的には差異はないとい
うことはそのとおりであろうかと思います。ただ、
このことは、國を当事者といたしますところの普
通財産の管理、処分については一切公法的な規制
といふものが行い得ないということを意味するも
のではないと思います。公法的な規律がいろいろ
存在する場合には、當該普通財産の管理、処分に
關して一般私法の適用がその限りで排除されたり
あるいは制限をされるということになるということ
は、そのとおりであります。

このことは、國を当事者といたしますところの普
通財産の管理、処分については一切公法的な規制
といふものが行い得ないということを意味するも
のではないと思います。公法的な規律がいろいろ
存在する場合には、當該普通財産の管理、処分に
關して一般私法の適用がその限りで排除されたり
あるいは制限をされるということになるということ
は、そのとおりであります。

○政府委員(大出岐郎君) いたいたたい。

おござります、市街地開発であるとか、今ちょっとおられましたけれども、再開発の問題なんかも。そのほか住宅の供給とかテクノポリスの建設であるとか、工場用地の確保であるとか、あるいはそのほか公共的性格の施設ですね、そういうようなものもつくるということとなのか、そういうためにやるのか、それとも地価抑制を図ろうということでやっていくのか、ちょっと大きいところを教えてほしいと思ふんです。これは政治的な問題ですね。大臣の方からの御答弁の方がいいでしょ。

○政府委員(中田一男君)

大臣の前に。

今回の信託法の改正につきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、国有財産行政の大きな基本的な方針を変更しようということではなくて、むしろその方針のもとに国有財産の管理運営を適正にやっていくに当たって手段の多様化を図り、より効率化を図りたい、より処分の促進等を通じて財政にも寄与していきたい、こういう気持ちでやっておるわけでございます。

今お話を出ました、何か施設をつくるのに信託を通じてつくるためにこの制度を導入するのかといいう点については、これはむしろこの法律では、そういう禁止しておるわけでございます。そういうふうな方針を取得するための信託というものはしてはならない。つまり、国会の予算の審議の枠外になってしまふわけですから、そういうことはむしろ禁止しておるわけでございます。それから、地価の抑制という点では、例えば物納財産等を処分しますのに、上物をつけて処分するということと地価が顕在化しないというようなメリットはござります。しかし、売るかわりに信託を持つていくんだというほどまで踏み込んでおるわけではございません。

○國務大臣(竹下登君)

今中田次長からお答えし

最初感じたのは、まず信託ありきというところまではいきませんけれども、かなり活用の範囲は大きいんじゃないかなという気持ちがございまし

るござります、市街地開発であるとか、今ちょっとおられましたけれども、再開発の問題なんかも。そのほか住宅の供給とかテクノポリスの建設であるとか、工場用地の確保であるとか、あるいはそのほか公共的性格の施設ですね、そういう

うようなものもつくるということとなのか、そういうためにやるのか、それとも地価抑制を図ろうと

いうことでやっていくのか、ちょっと大きいこ

とを教えてほしいと思ふんです。これは政治的な

問題ですね。大臣の方からの御答弁の方がいいでしょ。

○政府委員(中田一男君)

大臣の前に。

今回の信託法の改正につきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、国有財産行政の大きな基本的な方針を変更しようということではなくて、むしろその方針のもとに国有財産の管

理運営を適正にやっていくに当たって手段の多様化を図り、より効率化を図りたい、より処分の促

進等を通じて財政にも寄与していきたい、こうい

う気持ちでやっておるわけでございます。

今お話を出ました、何か施設をつくるのに信託

を通じてつくるためにこの制度を導入するのかとい

う点については、これはむしろこの法律では、

そういう禁止しておるわけでございます。

そういう方針を取得するための信託という

のはしてはならない。つまり、国会の予算の審議

の枠外になってしまふわけですから、そういう

ことはむしろ禁止しておるわけでございます。

それから、地価の抑制という点では、例えば物

納財産等を処分しますのに、上物をつけて処分す

るということと地価が顕在化しないというような

メリットはござります。しかし、売るかわりに信

託を持つていくんだというほどまで踏み込んでお

るわけではございません。

○國務大臣(竹下登君)

今中田次長からお答えし

最初感じたのは、まず信託ありきというところまではいきませんけれども、かなり活用の範囲は大きいんじゃないかなという気持ちがございまし

た。それで早速事務局へ指示して、いや今の国

有財産法ではこれは信託は予測しておりませんと

いかないうだらうと思いますね。そうすると、免許

申請が、場所によつては、あるいは今言われたよ

うな普通財産、ここところについてのとか、あ

るいはそこについてのとかといふことで地元の

でございます。仮に上が七〇%、下が三〇%とい

たましても、こそこそは活用できて、しかも地価

問題に対してもこれが顕在化はしないな、こういう

感じはございました。

それから、今でもやっております六本木等にお

きますところの再開発、ああいう地域の中で、民

間の小さいのもあります、それから国の小さいの

もございますが、それらがみんな話し合いで信託

ということになれば、これも一つの手かなという

感じもないわけではございませんでしたが、私が

最初思つたほど、やっぱりやってみると、直ちに

は大層拡大していくことにはならないのだ

などというような素朴な感じを持っておることは事

実でございます。

○鈴木一弘君

さつき私は公共的施設と言つたん

で、公共施設とは言いませんでしたよ。

今の大臣の答弁で次の質問にお答えいただいた

ような感じがしましたのでやめますけれども、民

間の土地信託制度が大分ブームになりつつあるよ

うな感じですけれども、それが国有地でも起きる

かなと思ったんですが、そういうわけでもないよ

うな話なんで、安心しました。

この法案で、受託者としてはどのようなものが

考へられているかということです。先ほどからの

答弁では信託銀行だけのよう言われていたんで

すが、地方公共団体やいろんな公団とかそういう

ものがいろいろやつた第三セクターとか、そういう

のが出てくるんじゃないいか。

確かに、信託業法第一條で免許を受けているの

は、また銀行関係で免許のあるのは十七行で、必

要でございますけれども、現行法上現在は信託銀

行に限られるんでしよう、及び外銀と合わせて十

七行かもしだせますが、その土地だけの信託をや

りたいということで、そして免許申請が出来れ

ば、普通財産を使用し、収益することができる

その第十条で普通財産について、この普通財産は

旧軍関係の普通財産になつておますが、この管

理委託の問題がずっと述べられております。これ

が、この第十条の管理委託とこつちの信託の問題

ば、これは要件が合致すれば許可しないわけにはいかないだらうと思いますね。そうすると、免許申請が、場所によつては、あるいは今言われたような普通財産、行政財産それについてございませんと、一番先に頭にきたのは物納財産でございますと、そこそこ集まつてできたような場合には、こういふことでござります。仮に上が七〇%、下が三〇%といつても、こそこそは活用できて、しかも地価でござります。仮に上が七〇%、下が三〇%といつても、こそこそは活用できて、しかも地価でござります。

そこでところについてのとかといふことで地元の

でござります。

そこでところについてのとかといふことで地元

示、これはどういう関係になるんですか。ウエー
トや相関関係やいろいろ伺いたいんですが。
○政府委員(中田一男君) 国有財産法第十条に定
めております実地監査は、用途指定等を付して売
却をしたり貸し付けたりしておる、その用途指定
どおりにそれが使われておるかどうかということを
監査しようという目的で、言うなれば、監査の
目的が、用途指定財産がその目的どおりになつて
おるかどうかという比較的限られた監査ではな
らうかと思います。

それに対しまして信託財産における実地監査の
場合は、事業目的どおりにそれが使われておるか
どうかということはもちろんですが、収支の見積
もり等が当初の計画どおりいっておるかどうか、
もううまくいっていないとすればどこに問題があ
るかというような、そういった中身についても監
査をしようということございますから、やはり
監査の重みからいいますと信託に対する実地監査
の方がはるかに重みのある規定だと思います。

○鈴木一弘君 つまり後の方が優先するとい
うことです。
この信託は各省各庁の長が行うことになつてお
りますが、国有財産法第六条の普通財産の管理、
処分の権限を持つているのは大蔵大臣ですね。そ
の関係はどうなつていくんでしょうか、その權
限問題ですが。

○政府委員(中田一男君) 一般会計におきます普
通財産につきましては、大蔵大臣が第六条にござ
いますように一元的に引き継ぎを受けまして管理
運用いたしております。しかしながら、特別会計
の中には普通財産を持ち得る特別会計がございま
す。例えば郵政事業特別会計ですか国有林野の
特別会計。これらの特別会計が持つております普
通財産を信託に付すとするときは、大蔵大臣で
はなくその所管省庁の大蔵大臣が行う、ただし大蔵
大臣に協議をしていただく、こういう立て方にな
っております。

○鈴木一弘君 その協議のときに、大蔵大臣とし

ては、これはもうだめでございますとか、不当で
あるとか不十分であるとか不満であるとかとい
ふことで、拒否するなんることはあり得るんでし
ょうか。

○政府委員(中田一男君) 現在でも、各省各庁の
大臣が例えば売却、貸し付け等の処分を行います
ときには、ある一定の規模以上のものにつきまして
は大蔵大臣と協議をしていただくという規定がござ
いまして、それは大蔵大臣といいましても、一
つは国庫大臣として契約等の觀点から是か非かと
いうような目で見るケースでもございますし、現
在でもワークしておるわけでございます。その協
議を信託の場合にも広げようというのが今度の法
改正に盛られておるわけでございます。

○鈴木一弘君 そうすると、今後これはノーとい
うことがあり得るというふうにとつてよろしいで
すね。

○政府委員(中田一男君) 事業内容等は別としま
して、例えば国有財産法上から見てこれはという
ふうなことがあれば御意見は申し上げる。あるいは
は会計法上から見て問題があるということであれば
これも御意見を申し上げるということになります。
○鈴木一弘君 意見を言つても言うことを聞かな
れればどうなるんですか。事実行為は残つていっ
ちやうんですね。

○政府委員(中田一男君) 協議でございますが
ら、私どもがイエスと言わない限り前へ進まない
ということだとどうと解しております。

○鈴木一弘君 これは少しペンドティングにしてお
きましょう。

○政府委員(中田一男君) この法案の第二十八条の二の三項に、「信託し
ようとする場合には、事前に、会計検査院に、こ
れを通知しなければならない」ということにな
つているんです。これはどういう理由からです
か。

ささらに、ついで伺いますが、その後の二十八
条の二項のところに、「信託期間は、これを
更新することができます」とございますが、その

更新をするときには通知は要らないんですか。最
初だけ要るんですか、それとも二度目は要らない
のか。あるいはなぜ通知するなんということが事
前に必要なのか、それ聞きたいんです。

○政府委員(中田一男君) 土地信託と申しますの
は、先ほど来御議論いただいておりますように、
大臣が例えは売却、貸し付け等の処分を行います
ときには、ある一定の規模以上のものにつきまして
は大蔵大臣と協議をしていただくという規定がござ
いまして、それは大蔵大臣といいましても、一
つは国庫大臣として契約等の觀点から是か非かと
いうような目で見るケースでもございますし、現
在でもワークしておるわけでございます。その協
議を信託の場合にも広げようというのが今度の法
改正に盛られておるわけでございます。

○鈴木一弘君 そうすると、いわば所有権の移転
が行われる、非常に大きいといふ場合も出てくる
であります。ですから、通知をしておけば、執行中
にこれは問題だということで手をつけるときもあ
るかもしれません。あるいは行われた後でといふ
こともあるだろう。そういうことの期待からです
るというふうに考えております。

また、信託契約は國と民間との間の私法上の契
約でございますので、契約をしてしまうと取り消
したりやめたりということはできなくなるので、
事前に通知をする前に検査院のチェックが及
ぶことが望ましいのではないか、こういうふうに
考へて事前通知の規定を設けたわけでございま
す。

○政府委員(中田一男君) 事前通知の例といしま
して、例えば国有財産法上から見てこれはとい
ふうなことがあれば御意見は申し上げる。あるいは
は会計法上から見て問題があるということであ
ればこれも御意見を申し上げるということにな
らうかと思います。

○鈴木一弘君 意見を言つても言うことを聞かな
れればどうなるんですか。事実行為は残つていっ
ちやうんですね。

○政府委員(中田一男君) 協議でございますが
ら、私どもがイエスと言わない限り前へ進まない
ということだとどうと解しております。

○鈴木一弘君 これは少しペンドティングにしてお
きましょう。

○政府委員(中田一男君) この法案の第二十八条の二の三項に、「信託し
ようとする場合には、事前に、会計検査院に、こ
れを通知しなければならない」ということにな
つているんです。これはどういう理由からです
か。

○政府委員(中田一男君) 会計検査院の方に、国有財
産法二十七条でございますとか、国有財産特別措
置法九条の三、九条の四などに、堅固な建物の交
換とか異種の財産の交換、これらにつきましては
事前に会計検査院に通知をすると、この規定がござ
います。今度の信託の場合も同様に、事前に会計
検査院の方に御通知申し上げて、御意見があつた
が行われた後でもつて行うべき問題ですよね。そ
れが事前に通知をする。今の話だと、チェックをし
ら伺つておいた方がベターであるというふうに考
えた次第でございます。

検査院がどのように私どもにアドバイスをしてくだ
さるか、私どもはしていただきたいと思つて通知
をするわけですが、法律上は、おっしゃるとおり
承認をしておいていただくことになります。

○政府委員(中田一男君) 事前に通知をする、承認をしておいてくだ
くと、いうふうなことにとどまつておるわけでございま
す。

○鈴木一弘君 そうすると、いわば所有権の移転
が行われる、非常に大きいといふ場合も出てくる
であります。ですから、通知をしておけば、執行中
にこれは問題だということで手をつけるときもあ
るかもしれません。あるいは行われた後でといふ
こともあるだろう。そういうことの期待からです
る、これが。

○政府委員(中田一男君) 検査院の方に、国有財
産を信託をして一種の事業的性格を有するような
行為をやつておるということをあらかじめ知つて
おいていただくことが、私どもこの信託制度を非
常に慎重に運用していく上においても一つの支え
にならうかと思つてこういう規定を設けさせてい
ただいているわけでございます。

○鈴木一弘君 会計検査院法の三十四条では、
「会計経理に關し法令に違反し又は不当であると
認める事項がある場合には、」ということで、「意
見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の
経理について是正改善の処置をさせることができ
る。」とありますね。意見の表示とか要求とい
うのはずっと出でますけれども、その場合、
通知するときはまだそんなふうじゃございません
のでね、實際は。ですから不当に行われていてる
いうことがわかるわけでもありませんし、まだ通
知をしただけのところでそんなことがあるわけな
いんだから、私はチェックというようなものをな
ぜつけたというか、そのメリットをひとつ伺いた
い。

○政府委員(中田一男君) 信託に出します場合に
はまず審議会に付するということで、審議会に事
業の目的でござりますとか、あるいは信託の受託
者をどのようにして選定するかとか、信託の収支
の見積もりでござりますとか、あるいは当該信託

の受託者が信託に必要な資金を借り入れする場合に、その借り入れの限度額でございますとか、さらには、政令で定めるということで、例えば事業計画、資金計画等もあらかじめきつちりとこしらえた上で審議会にお諮りをして検討していただこうと思います。したがって、単なる売却、単なる貸し付けと違つて、信託をしたいといつて会計検査院に通知するときは、そういうった書類がすべてについて御通知を申し上げるということに相なろうかと思います。

○鈴木一弘君 私はメリットを聞いたんですよ。通知をしたって、通知をするだけのことですからね。だから、その通知をする重みは何でしょうかと、こう聞いているわけですよ。

○政府委員(中田一男君) 検査院の検査に対しても

それだけ敬意を表しておるといいますか、本件についてもそういうことで今後事務的にもよく見ていただきたいという気持ちの発露であると考えております。

○鈴木一弘君 前もって通知しておかないと何かあつたとき困ると、そういう意味ぢやないだらうと思ひますけれども、私はどうもこのところは、検査院の方で意思表示をするわけぢやありません、通知だけですかね。私はそういうことでもこれは法律的効果といふものはないんぢやないかという感じがしてならないんです。

検査院が見えてるようですから伺いますけれども、各省庁の受益権についての検査は会計検査院でできますね。それについて、受託者に関するところの検査はできない、これは当然のことだと思いますが、そうすると、各省庁の検査はできてもそれだけでは不十分ということにならないかどうか、お答えいただきたいと思います。

○説明員(正田周朗君) お答え申し上げます。

受託者に対します検査につきましては、先生おっしゃいますとおり、私ども直接検査することはできません。しかしながら、私どもが主管庁に対しまして信託契約に基づきます検査ができるといふことがございます。それからまた、信託の受益

権に基づきます収入につきましても検査することができるわけでございます。

それからさらに、本法案によりますと、主管庁は受託者に対しまして資料あるいは報告を求めまして、さらには実地監査ができる、こういうことになつておりますので、会計検査院といたしましては、受託者の行います事業につきまして、いわゆる先生御承知の肩越し検査という形で検査を行ふこともできるわけでございます。したがいまして、そういうことで検査の対応は可能であ

る、このように考へておるわけでございますが、今後実際に信託が行われました場合には、鋭意十分な検査を行うよう努力してまいりたい、このよう考へております。

○鈴木一弘君 受益権の方に対しても確かに各省

庁ですから検査できる。しかし、今のように受託者に對しては肩越ししかできない。大蔵省等で検査したのや何かを、あるいは各省庁のを見てといふことですか。

切に行われているかどうかということについての確認に努めてまいりたいと考へております。

○政府委員(中田一男君) もとより、契約を結び、管理運用をする責任は主管省庁にあるわけでありますし、また検査院の方から検査に關していくろん御要請があれば、それに前向きに対応していきたいと思います。

○鈴木一弘君 検査院結構です。

いわゆる信託の配当ですね、それからこれは予算に編入されたりまた決算の対象になつてゐる、こういうように考へてよろしくございますか。

○政府委員(中田一男君) 信託の配当は、おつしやるとおり、それぞれの会計が所管いたします國有地の活用によつて生じてくるものでございますので、国有財産の他の管理、処分による収入と同様ように、それぞれ当該国有地を所管する会計の歳入として計上されることになります。

○鈴木一弘君 最後に一つ大蔵大臣にお伺いした

いのですが、よろしくお聞かせください。

大蔵大臣としてでなく、竹下登さん個人として

ぜひお伺いしたいのですが、ことは自民党総裁の任期が満了になる。したがつて当然総裁選挙が行われなきやならない。当然総裁候補として立候補を竹下さんなさると私は思つてもおりませんし、期待もいたしております。現在、今の政局を見て

どういう御心境でいらっしゃるのか。また、今の

行は、何で三人に限らなきやいかぬかといふこと

で、何で三人に限らなきやいかぬかといふこと

先生、四人の、他の役所関係もまだ皆課長さんでございましたけれども、今皆さん總裁になつたりいろいろしていらっしゃいますが、そういう感懷を込めて、今は確かにこの委員会でも村沢先生もそうですし、予算委員会においてますと久保田真苗さんもそれから安恒さんも、大正十三年というと大宗をなすような今感じでございますが、当時は少のうございました。

ただ、お互いその当時から感じておつたこと

は、ちょうど我々の時代は戦前をいささか知り、戦中を知つて、しかも最後は鉄砲玉のかわりにまた

いな感じでございました。が、焼け跡、やみ市を

知つて、それだから、よく言えば非常に現状に調和する、あるいは悪く言えば現状を糊塗するといふことを調べるには、これは信託に限つてとか、その一つの問題に限つてといふか、幅狭くといふことになると思いますが、これについてはやはり会計検査院の目が入るような方法をとつておかないと、何か受益者の方はわかるけれども受託者についてはさっぱりわからぬといふことになるわけですから、これはしり抜けが起きるような感じがしてならないわけですね。この点はどうなんでしょうね。意見があつたら聞きたいんです。

○説明員(正田周朗君) 先ほど申し上げましたとおり、私どもいたしましては、直接こういった会計経理を行つておられます主管庁の検査を十分に行いますとともに、極力受検院の御協力を、あるいは受託者の御協力をいたしまして、肩越し検査の徹底を図りまして、こういった会計経理が適切に行われるかといふふうに聞いております。同じじ

意するときはしなきやならぬのかな、こういう感覚を持っております。

それからいま一つは、現状の政局どう見るか。

私は実は佐藤内閣の内閣官房副長官に始まり官

房長官に終わりまして、七年八ヶ月であります

た。その前の池田さんが四年でございまして、二

人で十二年やつた。その後、三角大福中とかいろ

いろいろございましたが、二年交代になつてしまいまして、サミットに行くたびに、イタリーは別でござりますけれども、日本が二年交代でかわつておるというのはよくないから、非常に適当な言葉ぢやございませんけれども、歌手一年、総理二年の使い捨てはやめましょという演説を随分して歩きました。そしたら私の友人である春日八郎君が、おれは四十年間も有名なのに、おまえ何で歌手一年と言ふかということを言ってくれたことがござりますが、したがつて、中曾根内閣で、いわば歌手一年、総理二年の使い捨てがなくなつたということは私はよかつたと自分で思つております。

ただ、自民党の規定では三選は禁止されておりますので、いざにせよ、私も含めてみんながいすれば考へなきやならぬだらうと思つておりますが、今手を挙げて、おれについてこいとかいうような心地には全くないということだけは、やっぱり同じゼネレーションのある意味においてのひ弱さかもしませんけれども、それを率直に認め、お答えになつたよな、ならぬよな、速記録に残りますので、坂口鈴木先生の最後の御質問であつたとすれば、私にとつても記念すべきお答えにならうかと思います。

○近藤忠孝君 中曾根総理を本部長とする国有地等有効活用推進本部のもとで、民間活力導入検討対象財産の四回にわたるリストアップ、それから民間大企業などへの国有地の売却処分が進んでおります。代表的なものは千代田区の旧司法研修所跡地、大京観光へ五百七十五億円で売却した例があるんですが、現在までに民間対象財産のリストアップ件数は何件で、面積はどれくらい、そしてそのうちどれくらいが売却済みか、お答えいただきたく思います。

○政府委員(中田一男君) 民活可能土地といだしまして選定をし、先ほどの有効活用推進本部企画小委員会に報告いたしましたものは、件数で二百七十八件、面積で百六十二・二ヘクタールでございます。そしてこの三月、六十年度末までに処分

をいたしましたのは、件数で九十件、面積で三十八・一ヘクタール、四分の一弱でござります。それから、金額では、一般会計のものも特別会計のものもござりますが、トータルで千七十七億円になつております。

なお、九十件の処分件数のうち民間に処分したものが七十三件、それから地方公共団体等に処分したものが十七件ということになっております。

○近藤忠孝君 次に、これは八三年一月の国有財産中央審議会の答申であります。中身は、「当面の国有地の管理処分については、基本的に公用、公用優先の原則を維持しつつ、それを損なわない限度で極力財政収入の確保を図ることを基本的な方針とすべきである。」というのがあります。この民活対象国有地の売却処分は、この緩和措置をベースにして取り組まれていることは明瞭だと思ふんです。この答申は、緩和理由として國の財政事情の悪化を挙げて、国有地の売却による歳入確保など極力財政収入の確保を図るとしております。

大蔵省はこれをベースとして国有地の管理、処分の多様化を打ち出して、とりわけ民間対象財産としてリストアップした国有地の売却処分の強化、それから新たにこの土地信託制度の導入を図つたと思うんですね。これらの動きは、一九七二年三月の国有財産中央審議会答申以来の公用、公用優先の原則、これを緩和するものではないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(中田一男君) 最後に御引用になりました昭和四十七年の答申、これは有効利用答申と呼んでおりまして、この答申のときは、国が使う予定がなくともそれはずっと持つておきなさい、原則として民間に処分することはやめましょう、都市の再開発等に利用する場合は別として、原則として民間への処分は一時やめましょというようなことが書いてございました。これは背景としまして例の狂乱物価と申しますか、そういうたった地、公有地に土地信託制度を活用することを検討しています。そしてこの三月、六十年度末までに処分

とに国有財産行政をやつてまいりました。

ところが、その間、御案内のとおり國も非常に財政の窮屈を來した。一方インフレはすっかり鎮静しておるというような情勢の変化もありまして、五十八年の一月に国有財産中央審議が、当面の国有財産の管理運営に関する答申を出してくれました。これは当面答申と呼んでおりますが、そこでは、公用、公用優先に国有地を活用してい

く、こういう考え方は変わるべきではない、しかし、使う当面のない土地をいつまでも國が抱え込んで、それがベンパン草が生えておるというふうな状態はやはり好ましくない、むしろ國が使わなければ、まず地方公共団体に必要かどうか

ということを聞いて、そしてその利用計画があるなら地方公共団体に売る土地としてイヤマークしましよう、地方公共団体も要らないということになれば、むしろ民間に積極的に処分したらどう

なれば、むしろ民間に積極的に処分したらどうか、こういうふうに方針が変わったわけでござります。

そして、ことし一月の中央審の答申におきましても、五十八年一月の当面答申における方針は基本的に維持すべきだ。ただ、土地信託というものが比較的新しい制度として民間で普及してきております。したがいまして、国有財産行政においても土地信託制度というものを導入すれば、手段の多様化を図ることにより土地の有効利用並びに処分の促進にプラスになるではないか。こんな観点かと思うんですが、どうですか。

○政府委員(中田一男君) 国有財産行政で一番大事なことは、やはり国有地が国民共有の財産であるという観点から、その管理処分等につきましては適正かつ公平に行わなければいけないというこ

とだと思います。

○近藤忠孝君 先ほど来の質疑の中で、この法律ができますが、私はこの信託制度導入の背景には、民活型開発を推進するJAPICや不動産協会あるいは建設業協会など財界の国や公

の言ふうな事態があつたわけですが、すべてと要求しております。その後JAPICは、「社会資本整備と民間活力」という手引を発行しまして、この中で、公用、公用優先原則がやや緩和されたと歓迎してゐるんですね。一層の緩和措置を求めておるわけです。JAPICは国有地の管理処分についてこう言つています。都市再開発事業等都市機能の高度化のための活用を優先すべし、さらに、公用、公用の範囲に民間の優良な再開発事業も含まれるように対象を拡大せよ、こう言つています。

大蔵省は、今後における国有財産審議会答申の運用において、このようなJAPICの公用、公用の範囲の大幅拡大、逆に言いますと、一層の大幅緩和をむしろこれは拒否をして、国有財産行政の変質を妨げじやないか、そういうお考

はないでしょうか。JAPICのいろんな提言とかあわせて。

○政府委員(中田一男君) 国有財産行政で一番大事なことは、やはり国有地が国民共有の財産であるという観点から、その管理処分等につきましては適正かつ公平に行わなければいけないというこ

とだと思います。

○近藤忠孝君 私が指摘したいのは、JAPIC

の言ふう民間の優良な再開発事業というの、結局大企業に巨額の利潤を保証する再開発事業のことだと思います。例を挙げれば、これは当委員会でも指摘したことがあります、横浜みなとみらい21計画のようなものとか、あるいは六本木、それから大川端再開発のようなものなんです。これら

の開発に国有地を売却とか信託するという意味じやないんですが、しかし、JAPICの言ふう民間の優良な再開発事業というのは、例えて言えば今言つたこういうもの、これを公用、公用の範囲に含めて、それで国有地の売却とか信託の優先的対象にしよう、これがJAPICの要求じやな

国有土地として持っている相当の広大なものをどう活用していくのか。これは一般論ではともいきませんので、個々具体的に詰めていかないと結論が出る話でないんで、こんな大きっぽな聞き方ができる話ではないと思うんです。

ただ、そういった問題に対してもこれからは国営土地の活用をどう考えていいらしいのか。これもこれまでいろいろと審議会等で提言もされていましたが、そういった場合にこの土地信託ということが活用できないか。これはできないことはないと思います。それはそのときの多様な政策手段を活用して求められている政策目的にかなえればいいと思うんです。

ら、ちょっとと聞きづらいけれどもやつぱり一つ伺っておきたいのは、土地問題ということはもちろん価格問題ですけれども、そのために国有土地をどういう活用をする見通しがあるのか、またそのため何を考えていかなければいけないとお考えになつてゐるのか、この点だけお尋ねしておきます。

○政府委員(中田一男君) 国有の土地を管理運用しておりますときに私どもやはり一番念頭にありますのは、私どもが持つております国有財産を有効に使わなきゃいけないということが基本だと思います。公用、公用用というようなことで縛つておりますけれども、それよりも何よりも基本には、国有地をできるだけ有効に使っていくということが底に流れておると思います。

そういう立場から、行政財産等につきまして実態調査をして効率的に使っていくということをやつておりますし、また国が使わないところは民間に使っていただく。民間でビルになるあるいは住宅になるというようなことで、やはり地価問題というのいろいろな側面があるうかと思いますが、私どもは、国有財産行政を通じて供給面の増加というところに少しでも役立つていけば、それがある意味では一番基本的な地価対策への貢献ではな

○野田陳平君 初歩的なことをお聞きしますけれども、今使う当てのない、利用計画のない国有地に申し上げますと非常に膨大な面積を国有地として私ども管理しておるわけでございまして、国有財産台帳に載つかっております国有地の数量は八百九十六万ヘクタールということにして、これは全国土の大体二四分弱、四分の一近くになつておりますと、そのうちの九五・八%までは国有林野特別会計に所属しております山林、原野等でございまして、いわゆる都会地にございます宅地ということであるとそんなんにたくさんはないというのが現状でございます。

また国有財産は、行政財産として現に利用しておるものと、それから普通財産ということで管理処分の対象になるものとに分かれるわけですが、普通財産ということを見ますと全体の一・三%にしかすぎません。面積は十一万ヘクタールといふことに相なります。しかしながら、この普通財産の中でも、もう利用計画がございましたり、現在貸し付け中でありましたり、いろいろと使われておるもののが多うございまして、全然利用しておらない普通財産である国有地ということに絞りますと、ぐっとこれがまた少くなりまして二千百ヘクタールにしかすぎません。二千百ヘクタールというものが普通財産で、宅地という形で現在管理しておりますのでございます。二千百ヘクタールといふとたくさんあるじゃないかといふんですが、実はそのうちの半分は水戸の射撃場の跡地あるいは北九州市にございます山田弾薬庫等でございまして、これもこれから利利用計画をつくっていくといふような段階で、今すぐ処分ということではございません。今すぐ処分できるというものになりまことにござります。

したがいまして、現在民間活力を活用して土地

をひねり出していこう、そして売却していく。うとういうようなことでやつております土地は、現在普通財産になつておる土地ではなくて、むしろ行政財産として使っておる土地、古い戸舎が建つておる、古い宿舎が建つておる、こういうものを一ヵ所に集めてきて立体高層化する、その結果幾つかの跡地が要らなくなる、これらをむしろ民間に使っていただこうということで、国有地の有効利用と不即不離の関係で処分をやっておるのが現状でございます。

○野末陳平君 確かに空地だけを処分するといふんじやなくて、有効利用が今までに望まれてゐる課題だと思いますけれども、ただその場合に、いい土地ほど高値がついたりしまして問題になつたりするんですが、都心のかなり値の出そないい物件というものは処分計画の中にあるんですか、幾つか。

○政府委員(中田一男君) 昭和六十年度で申しますと、千代田区の紀尾井町にございました司法研修所の跡地というのがある意味では一番目玉的な商品であったと思います。六十一年度に処分を予定しております財産の中には、例えば港区の港南にございます人国管理局の庁舎と宿舎の跡地などが都心部に所在するものとしてございます。

○野田陳平君 そこで大臣にお伺いしますが、こういういい物件が競争入札されるたびにかなりの高値を呼ぶ。特にこの間の例はそうでしたね。そうしますと、それによつて国にはお金がたくさん入るのでいいことなのにもかかわらず、また一方で批判を浴びまして、これが地価高騰を呼ぶといふようなことになります。そうすると結局、金をもらえばこちらでまたマイナス面があつて、規制をするような動きも出たりしますね。矛盾しているわけですね、国の政策として。

こういう問題、この間の例のあそこの司法研修所ですか、あれが起きたときに大臣どういうふうにお考えになりましたか。

○國務大臣(竹下登君) 私どもとしては、それは今日の財政下、高ければ高いほどいいという気持ち

ではないわけじゃございません。しかしながら、それが適正なものでないといかぬというのでいろんな使用制限みたいなものを付して、がしかしあれだけの値段で落札された。それですぐ国土関係者とともに申しましようか、政治家でいうならば天野光晴さんのように、元国土庁長官であつた人が、いかに考えてみても、強制収用しますときに地価公示価格を参考にしながら価格を決めるものが、国が売るとときは青天井というはどうしてもこれは理屈に合わぬ、こういう一番最初抗議といいますか、そういう御意見を吐いていらっしゃいました。それで私もその辺のジレンマというのは確かにあるなと思いました。

それで、その後の西戸山のときには、これは随契でございましたけれども、これについても、何か東京都庁舎が移転するとすぐそれを見込んで上がるとかいうような状態の中でどう決めるかというので、随分これも議論をいたしました、私どもなりには適正な価格で払い下げをすることができたと思つておりますが、そういう悩みを感じることは全く、毎たびこれから感じていかなきやいかぬな。特にこれから国鉄の財産処分の問題が相次ぎ、場所が場所でございますだけに、私は相当今言つたようなジレンマをまた感じなきやならぬのかな、こういう感じを持つております。

本来ならば、土地対策というのだけは、全部でアメリカの二十六分の一の面積といいますけれども、平らな面積、いわば可住地面積とでも申しますようか、正確に可住地面積というのは言葉ではないそうでござりますけれども、大体日本の八十倍あるだろう。そうすると一人当たりにしますと四十倍の土地がある。だから、ロサンゼルス郊外が坪当たり五万円で、東京の手ごろなところで二百万、ちょうど経済原則に合つて四十倍だといふ話もよく聞きますだけに、空中権の問題とかいろんな問題があるでございましょう。それから税法だけで解決のつく問題じやございませんので、やっぱり土地問題というのは、いつの日だれかがという表現は適切じやございませんが、避けて通れ

ない一つの、狭隘な国土に多数の人が住むという宿命的な問題をどう解決するかというのは、余りほかの国を参考にしないで考えなきゃならぬじゃないか。

少し脱線した答弁になりましたが、そんな感じをいつも持つて事に当たつておるという感じでございます。

○委員長(山本寅雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山田謙君が委員を辞任され、その補欠として片山甚市君が選任されました。

○野末陳平君 今大臣の答弁にもありました通り、これからいい物件が出てくると、また同じ批判を浴びながら大蔵省としてはジレンマに悩まなきやならぬと思ふんですね。だけれども、それが地価の高騰かなんかを誘引したりすると、結果的には国としてマイナス面が多いです。

そこで考へるんですけれども、やはりこれは一件一件いい物件を小出しにしているような形になつちやうから、そのたびにつり上がっていくような感じもしないでないんですね、また話題にはなりませんし。しかし一方においては、需要があつて、特に都心のビル需要はこれから相当なものですから、それを見込めば高値とは言えないのかもしれませんし、実にその辺がわかりませんね。ですから、それを見込めば高値とは言えないのかもしれないし、実際にその辺がわからぬ。だから、少なくともこの国有財産の処分のときに競争入札がマイナス効果になつちやいけないんで、これを一個一個ばらばらに処分していくといふやうなきやわかりませんからね。

そこで私が考へるには、幾つかこれあるようすですか、國鉄のものも含めまして。どうなんでしょうね、一括して大量にやつていくような方法をとつた方がむしろ一個ずつやっていくよりもいいのではないかと、そんなふうな気がするんですけども、どうでしょう。

○政府委員(中田一男君) 実際に入札をやります場合に、これは大きな物件は審議会にかけて御答申をいただいてということもありますし、あるいは新聞に公告するということもありますので、各財務局がそれなりにできるだけまとめてやるようにはしておるわけでございます。

しかし、東京都心部のいい場所にある土地ということになりますと、実は数がございませんので、それこそ三年も四年も待つて一遍にまとめてても何件まとまるかというような感じだろうと思ひます。もちろん國鉄用地ということ今まで考えればかもしませんが、少なくとも国有地といふ範疇で考えます限り、どうも都心部には処分する、今の旺盛な需要を満たすだけの国有地を処分して供給をふやすという点では土地はないというのが現状かと思います。

○野末陳平君 これはむしろ質問でなくてお願ひなんですが、いわゆる狭い半端な国有地がいつぱりありますて、何といいますか、民間の住宅に隣接したところがある。使い物になるはずがないですね。そうすると、どうしてもその近辺の人がそれを欲しいといいますか、庭続きたから半端な三角形の三十平米ぐらいだと。そういう場合に、そういう希望があちこちにあるけれども、結論が出るまでにすごい長いといふやうか、なかなか売つてもらえないといふやうか、何かそんなことをあちこちで聞いたりするんです。そういう半端な使い道のないのはもうどんどん国民に処分していく、これを急ぐべきではなかろうか、そんなふうに思ひますので、実情を含めてちょっと事情を説明いただいて、それで終わります。

○政府委員(中田一男君) 一年間国有地を処分しております件数は二万件弱ございますが、そのうちの八割、九割が今言われたような形で随意契約で特別に縛のある人に処分しておる状況でございます。

したがいまして、私ども可能な限り、そういうお申し出があれば早期処理ということで進めてまいつておるつもりでございまして、もし具体的な

○青木茂君 それはそうでしょうかけれども、土地の供給が多くなるということはあるんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(中田一男君) 実際に入札をやります場合に、これは大きな物件は審議会にかけて御答申をいただいてということもありますし、あるいは新聞に公告するということもありますので、各財務局がそれなりにできるだけまとめてやるようにはしておるわけでございます。

しかし、東京都心部のいい場所にある土地といふ範疇で考えます限り、どうも都心部には処分する、今の旺盛な需要を満たすだけの国有地を処分して供給をふやすという点では土地はないのが現状かと思います。

○青木茂君 この法律そのものは基本的に賛成なんですけれども、法律で一番心配なのは、これが地価上昇の要因にならないかどうか。それから、もし地価上昇の要因になるというような要素があるならば、この法律のできるのをもし地方自治体が待つててどんどんこれ広げていくと、そうすると地価が全国的に上昇をしていくという非常に心配しなきやならない事態が起きないかというのだが、これは私の一番大きな心配なんですけれども、そこはどちらお考えですか。

○政府委員(中田一男君) むしろ国有の土地がつとたくさんあればもっとと供給をふやして、現在の地価の需給を緩和するという方向で地価対策に役に立ちたいなという気持ちを持つておりますが、あいにく青木委員が御心配になるほど我々が活潑に仕事ができるかどうか、むしろ手持ちの国有地というのには限られておるようになります。しかし、私どもその限られた国有地をできるだけ有効活用して、そして私どもで使わないところは民間に使っていただいて供給をふやすという形で、地道な地価対策への貢献を心がけていきます。しかしながら、こういった新しい手法が使えるところでは使っていこうということでおございませんで、従来からの国有地の管理、処分の基本方針は維持しながら、こういった新しい手法が使えるところでは使っていこうということでおございませんで、今の地価の上昇が全国的に波及するようになります。しかし、私どもその限られた国有地をできるだけ有効活用して、そして私どもで使わないところは民間に使っていただいて供給をふやすという形で、地道な地価対策への貢献を心がけていきます。しかし、私どもその限られた国有地をできるだけ有効活用して、そして私どもで使わないところは民間に使っていただいて供給をふやすという形で、地道な地価対策への貢献を心がけていきます。しかし、私どもその限られた国有地をできるだけ有効活用して、そして私どもで使わないところは民間に使っていただいて供給をふやすという形で、地道な地価対策への貢献を心がけていきます。

○青木茂君 限られているからこそ僕は民間の土地需要を刺激するんじやないかと思うんですけれども、これはこれで結構です。

それからもう一つ、受託者が事業を行う場合、これははだから見ますとやはり国の事業のように見えちゃうんですよ。そうすると、どこかで規制をしなきやいけないんだけれども、その規制の話はさつきから出たけれども、何か抽象規制であつて、もうちょっと具体的な規制の線引きというのかな、そういうものがあってもいいんじゃないかな。

私は、かつて環境衛生金融公庫に関する質問のときに、こういう業種には貸すのか、こういう業種には貸すのかと一々例を挙げて聞いた記憶があるんですけども、それと同じように、規制の具体化ですね、具体化ということは法律外でお考えだ

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、税制改革・減税に関する請願(第二八四九号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第二八六四号)

一、税制改革・減税に関する請願(第二九三一号)

一、減税断行・不公平税制の是正に関する請願(第二九三七号)(第二九三八号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免

除等に関する請願(第二八六四号)

一、税制改革・減税に関する請願(第二九三

除等に関する請願(第三二二六号)(第三二五号)

一、大型間接税導入に関する請願(第三二七

六号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免

除等に関する請願(第三二八二号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第三

三一三号)(第三三一四号)

一、税制改革・減税に関する請願(第二九三

号)

一、減税断行・不公平税制の是正に関する請願(第二九三七号)(第二九三八号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免

除等に関する請願(第二九六二号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免

除等に関する請願(第二九八一号)

一、税制改革・減税に関する請願(第二九八

号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免

除等に関する請願(第二九八二号)

一、税制改革・減税に関する請願(第二九八

号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免

除等に関する請願(第二九八三号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二

九五二号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免

除等に関する請願(第二九六二号)

一、税制改革・減税に関する請願(第二九八

号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免

除等に関する請願(第二九八三号)

一、税制改革・減税に関する請願(第二九八

号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免

除等に関する請願(第二九八三号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免

ため、減税を断行し、不公平税制を是正された

い。

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第三〇七〇号 昭和六十一年五月十三日受理

国民本位の税制改革等に関する請願(二通)

請願者 川崎市麻生区細山八ノ一ノ一三

小川浩義 外二千百九十七名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三〇七一号 昭和六十一年五月十三日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市笛田一、一四一

中島良男 外二百二十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三〇七二号 昭和六十一年五月十三日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市梶原五ノ二

飯島登 外千三十五名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三〇七三号 昭和六十一年五月十三日受理

国民本位の税制改革等に関する請願(五通)

請願者 山形県米沢市城西三ノ四ノ一ノ一

九 齋院よし子 外千五百九十七

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三〇七四号 昭和六十一年五月十三日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 新潟県柏崎市赤坂町三ノ二九全医

勞新潟支部内 小野沢直 外二百

五十三名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三〇七五号 昭和六十一年五月十三日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 長野市篠ノ井布施高田一、一四二
ノ三六 潤沢芳夫 外三千九百八
十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三〇七六号 昭和六十一年五月十三日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 千葉県流山市東初石一ノ八八 上

原勝 外六千四百三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三〇七九号 昭和六十一年五月十四日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 山口県宇部市西岐波区柳ヶ瀬 永

山明伸 外三千五百二十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三一二三〇号 昭和六十一年五月十四日受理

税制改革・減税に関する請願(二通)

請願者 長崎県大村市松山町一八九ノ二五

永田勇夫 外一万六千九百九十九

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第六二三号と同じである。

第三一二三一號 昭和六十一年五月十四日受理

税制改革・減税に関する請願(二通)

請願者 幸民主商工会内 小林宇一 外四

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 大阪市南区三津寺町三三ノ一 坂

本波留子 外三千三百四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三一二八七号 昭和六十一年五月十四日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 山形県酒田市新橋五ノ八ノ二四

板垣康雄 外八十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三一二八八号 昭和六十一年五月十四日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 広島市西区己斐上四ノ一八ノ四

小池彰 外八千九百九十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第三一二五六号 昭和六十一年五月十五日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八

酒井正則

紹介議員 冲 外夫君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第三一二五七号 昭和六十一年五月十五日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 富山市布目一、一五九ノ九全国脊

髓損傷者連合会富山支部内 松浦

紹介議員 冲 良男

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第三一二五八号 昭和六十一年五月十五日受理

大型間接税導入に関する請願

請願者 北海道網走市南二条西二ノ七協同

組合網走専門店会代表理事 小池

紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第三一二五九号 昭和六十一年五月十五日受理

大型間接税の導入をとりやめ大幅減税等に関する請願(九通)

請願者 兵庫県明石市大久保町高丘三ノ一

〇ノ一一 福山雅夫 外六万六百

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第三一二六〇号 昭和六十一年五月十五日受理

大型間接税の導入を取りやめ所得税の大額減税実

現等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県赤穂郡上郡町高山三二八

西川稔 外二千三百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

理由
④大型間接税導入は国民生活に重大な悪影響を与える。(1)国民の大多数である低所得者に對し負担をしいる逆進性をもつ不公平な税である。現行の所得税課税最低限は、標準四人家庭のサラリーマンの場合三百三十五万七千円であるが、サラリーマンの平均的年収は三百四十万円であり、年収三百三十万六千名の五十三・一パーセントを占めている。(昭和六十年九月国税庁企画課編、民間給与の実態。百貨店協会の試算によれば、年収人三百四十万円のランクで、四万二千円の所得税を負担しているが、かつての一般消費税(税率十パーセント)を導入すれば十二万六千円の消費税負担となる。このように低所得階層においては大型間接税は逆進性である。(2)売価サービスに上乗せず税であるから、一般物価水準は確実に上昇する。この物価上昇は、一回限りの上昇だといわれるが、生計費へのはね返りから、賃金の上昇に波及し、物価を押し上げることになり、被害者は低所得の消費者であり所得の増えない高齢者である。⑤大型間接税導入は国民経済に重大な影響を与える。(1)逆進性。物価上昇に加えて将来の負担増に対する不安感等が高まり、個人消費は後退する。また、実質住宅投資、実質設備投資も後退し、これらの相乗効果によりGDPの伸長率はマイナスとなり景気は低迷する。(2)EC諸国・韓国との例をみても、一物二価といわれるよう価格体系は混乱し、アングラ経済を助長し、新たな租税負担の不公平をまねく。(3)大型間接税導入は国際貿易摩擦に重大な影響を与える。(4)大型間接税は消費を抑制し、貯蓄を奨励することになり、世界

度から実施したいとしている。しかも、この抜本的な税制改革とは直接税中心の現行税体系を大規模な税制改革を導入して新しい税体系におきかえようとする構想であるとのことである。一般消費税に

る。(2)大型間接税は輸入が減退し、輸出を促進するため、貿易摩擦が激しくなり、政治課題ともいえ。①激しい過当競争のなかにあって、流通業界及び中小企業にとって大型間接税は転嫁しがたく、企業負担となり、重税圧迫のため経営困難となる。(2)インボイスを必要とする大型間接税は納税事務コストが増大し、特に小規模零細な企業に対し税務調査による懲罰的苦痛を与える。④大型間接税導入により大きな政府となり、行政改革を望む国民の期待に逆行する。(1)國も消費者であり、物価上昇とともに納税義務者が増大したとき、税務職員八千人の新規増員が必要といわれたが、徵税コストの増大となり、行政改革に逆行する。(3)個人消費の後退と景気の低迷により既存の所得税・法人税等の税収は減退する。(4)国民の願いは増税なき財政再建にある。第二次臨時行政調査会の基本理念である増税なき財政再建は破たんしたのではなく、十分に実行していないのである。いま必要なことは、その転換による増税ではなく、本格的な行財政改革の実行による増税なき財政再建路線の堅持である。大型間接税の導入はこの税の性格から、当初は低税率でも、やがて高税率とせざるをえず、租税負担率の増大を誘引し重税国家となり国力の衰退をまねくことになる。以上の理由から大型間接税の導入はしないようすべきである。

第三二八二号 昭和六十一年五月十五日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に
関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋
紹介議員 達治
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第三二二三号 昭和六十一年五月十五日受理

国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 東京都江東区北砂五ノ九ノ八 西
保 外九百八十一名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三三一四号 昭和六十一年五月十五日受理
国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 埼玉県上尾市本町四ノ一ノ三一上
尾民主商工会内 小川幸一 外五
千四百五十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

昭和六十一年六月七日印刷

昭和六十一年六月九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D